

平成 28 年(2016 年) 2 月 1 日
 県民文化部 次世代サポート課 次世代育成係
 (課長) 青木 隆(担当) 久保 良二、加藤 千洋
 電話 : 026-235-7210(直通)
 026-232-0111(代表) 内線 2853
 FAX : 026-235-7087
 E-mail : jisedai@pref.nagano.lg.jp

子どもを性被害から守るための条例に関する基本的な方針（案）

平成 28 年 2 月 1 日
 長野県

この「子どもを性被害から守るための条例に関する基本的な方針」は、県の執行機関として、これまでの検討の経緯や県民との意見交換を踏まえて、取りまとめたものである。

1 条例に関する県民との意見交換での意見

子どもを性被害から守るための条例のあり方については、「子どもを性被害から守るために条例のモデル」（「子どもを性被害から守るために条例のモデル検討会」が平成 27 年 9 月に取りまとめたもの。以下、「条例モデル」という。）をベースとしつつ、どのような内容の条例であれば幅広い県民の理解を得ることができるのが見極めるため、同年 10 月以降、県民運動を担ってきた団体 27 団体及び子どもの相談支援に関わる団体 26 団体の計 53 団体並びに保護者や若者を含めた一般の県民延 447 人と意見交換（別紙）を行った。

(1) 県民運動を担ってきた団体との意見交換での主な意見

条例の制定に関しては、県が意見交換を行った 27 団体中、

- ・ 県民運動と条例が両輪のごとく必要
- ・ 深夜徘徊などの子どもへの声掛けがやりやすく補導の後押しとなり、条例は青少年健全育成運動に貢献
- ・ 他県では条例の必要性があり、長野県では必要性がなかったわけではない
- ・ 条例がないことの方がおかしい、他県に比べて遅れている

等の理由から条例制定に肯定的な団体は 17 団体、代表者の個人意見として条例制定に肯定的な団体は 5 団体であった。

このほか団体として意見表明はできないとした団体が 2 団体、意見表明も団体名も公表できないとした団体が 3 団体あった。

また、性被害の予防策や県民運動のあり方に対しては、以下の意見が出された。

- ・ 児童・生徒への教育や被害を受けないための予防策、性教育が必要
- ・ 大人や親に対するモラル教育が必要
- ・ 条例との車の両輪として県民運動をさらに活性化するよう努力するべき
- ・ 青少年に有害な環境を排除するため、他県のような有害図書規制などを含めた網羅的な規制が必要

条例モデルにおける性行為等の規制等に対しては、

- ・威迫等が伴わない教員の生徒への性行為や知的障がい者が性被害を受けた場合など条例モデルでは守れない
- ・深夜外出規制は、既に行っている自主規制の範囲であり、条例において規制することは問題ない
- ・冤罪の指摘があり、運用には十分注意してほしい

条例のあり方等に対しては、

- ・条例を作ったら終わりではなく、条例を改正できる仕組が必要
- ・県の施策の市町村との連携による実施は必要

などの意見が出された。

(2) 子どもの相談支援に関わる団体等との意見交換での主な意見

条例の制定に関しては、県が意見交換を行った26団体中、

- ・詳細に研究・検討され、また、子どもに対してやさしい条例モデルである
- ・県民運動と条例制定は補完し合う関係で、子どもを性被害から守るために条例は必要
- ・条例ができれば被害を受けた子どもたちは相談しやすくなる

等の理由から条例制定に肯定的な団体は12団体、代表者の個人意見として、条例制定に肯定的な団体は3団体であった。

団体として条例制定の可否について意見を示さない団体は5団体あり、その中からは

- ・賛成、反対にこだわらないが、作るのであれば21世紀型の新たな視点を持った条例を作るべき

などの意見が出された。

一方、団体として条例制定に否定的な団体は2団体、代表者の個人意見として、条例制定に否定的な団体は1団体あり、その主な意見は、

- ・条例を作らないといけないことが理解できない。具体的な提案が欲しい
- ・性教育に重きを置くべきであり、ここをしっかりと踏まえての条例の作成が必要
- ・スクールハラスメントについてしっかり取り組むのであれば賛成してもよい

などであった。

このほか、団体として意見表明はできないとした団体が3団体あった。

また、性被害の予防策に対しては、

- ・条例モデルに性教育の充実が記されていない
- ・性教育は子どもと保護者に限定せず、幅広く理解を進めるべき
- ・「信州あいさつ運動」は大切

- ・ 予防対策を具体的にしてほしい
- ・ 道徳性（善悪観）を十分に踏まえた教育を推進すべきで、性行為を助長したり、性行為を軽んじるような教育はすべきではない

条例モデルにおける性行為等の規制に対しては、

- ・ 知的障がい者や精神的未発達等の子どもが守られないのは残念
- ・ 最高裁の淫行解釈の判例をそのまま規定してほしい
- ・ 周辺行為（させる、見せる、教える）も罰則が必要

などの意見が出された。

さらに、被害者、加害者支援については、

- ・ 二次被害防止、心身及び経済的負担の軽減・解消等、包括的な被害者支援が必要
- ・ 加害者をどう更生させるか、加害者に対する法整備、加害者教育、更生プログラムも必要

子どもの貧困等性被害が生じる背景の分析、対応の必要性については、

- ・ 性被害を受けた場合、どうしてそのようになったかを検討する体制、仕組が必要
- ・ 性被害の多くは、ひとり親、貧困、親の深夜労働等の要因がからんでおり、その子をケアするシステム、「子ども食堂」のような地域の力を生かす取組が必要であり、ひとり親世帯で深夜に保護者が働きに出なくてよいように、条例と支援と一緒にできないか
- ・ 性被害の原因は、ネット社会と貧困（家庭の指導力の低下）であり、これに焦点をあてて施策と条例を作ってもらいたい
- ・ 妊娠中から乳幼児期にかけての愛着形成と家庭内の環境、親子関係が重要
- ・ 条例に頼らずに性被害予防のための教育の充実を優先すべき

などの意見が出された。

（3）保護者や若者を含めた一般の県民との意見交換での主な意見

保護者、一般の県民（若者を除く）の意見として、

- ・ インターネットの発展・普及により人間関係が希薄になっている
- ・ 地域で子どもを育てる力が落ちている
- ・ 大人のモラルが低下している
- ・ 冨罪防止に配慮されている

などの理由から、子どもを性被害から守るために早急に条例の制定を求める等、条例の制定に関しては、肯定的な意見が大半を占めた。

一方で、

- ・ 条例よりも性教育が重要

- ・処罰を重くしても決め手にはならない
 - ・子ども同士の性行為には条例は無力
- といった条例に対する慎重・反対意見や、
- ・冤罪が生じる可能性がある
- といった規制の運用面を懸念する意見が少數ではあるが出された。

また、性被害の予防策に関しては、

- ・性被害予防のために教育の充実が必要
- ・県民運動の活性化が必要

との意見も多く出された。

若者からの意見として、

- ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）なしでは友達、親、大人とのコミュニケーションが取れなくなっている
- ・大人は子どもが性の対象になり得るが、子どもとしてはあり得ないと思っている
- ・大人は大人らしくしてほしい

との子どもと大人の生活や考え方の相違などについて、若者らしい意見が出された。

また、条例の制定に関しては、

- ・子どもが守られることになり、大人の責任を果たしてもらうために条例は必要
- ・友人が被害に遭った時、罰則が無いというのは許せない
- ・他県の条例がない予防、被害者支援があるのはすばらしい

との意見が出た一方で

- ・処罰よりも教育の充実を図るべき
- ・条例はリスクも負う、条例はあやふやな感じがし、冤罪にもつながる

との条例に慎重な意見も出た。

また、性被害の予防策に関しては、

- ・全員を対象とする性教育だけでなく、性に関する個人的な悩みが相談できる窓口や体制が必要
- ・専門的なカウンセラーは逆に相談しにくく、先生や近い年齢の人に相談相手になって欲しい
- ・相談にSNSを活用したらい

という意見が出された。

2 意見交換を踏まえた上での条例制定に関する県の考え方

(1) これまでの検討の経緯

長野県は、これまで、青少年の健全育成については、条例を持たず、地域ぐるみの県民

運動により取り組んできた歴史がある。一方で、インターネット、携帯電話等の情報通信機器等の発展・普及など子どもを取り巻く社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、県民の懸念が高まる中で、平成25年5月から子どもを性被害から守る取組について、条例による規制も排除せずに、検討を行なってきた。

平成26年3月に学校関係者、医療関係者、法律の専門家等の参画を得た「子どもを性被害等から守る専門委員会」(以下「専門委員会」という。)が取りまとめた報告書では、条例を教育と被害者支援の施策の実効性を担保し、県民運動を下支えするものとして考える必要があり、規制項目として、

- ・ 子どもに対するみだらな性行為、わいせつ行為等の禁止
- ・ 深夜外出等の制限
- ・ インターネット関連

に限定した条例の制定が必要と提言された。

また、これを受けて、平成26年8月に、県民運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議(以下「県民会議」という。)の役員から成る「県民会議・県民運動見直し検討チーム」が取りまとめた報告書において、

- ・ 条例は青少年健全育成活動を推進する両輪として必要
- ・ 条例化にあたっては、包括的な青少年保護育成条例ではなく、子どもの性被害防止に特化した条例とすること

と提言された。

県としては、子どもを性被害から守る方策について部局横断による府内検討を踏まえ、平成26年11月に「子どもを性被害から守るための県の取組み」を決定した。この中で、条例制定については、県民の方々の幅広い合意形成が必要であることから、「慎重に検討する取組み」として、条例を制定する場合の規定の具体的な考え方を以下のとおり整理した。

- ・ 他の都道府県のような包括的、網羅的な規制条例ではなく、目的は、「子どもの性被害の防止」に特化
- ・ 規制項目は、県民運動及び行政的な対応の強化でまずは取り組む「インターネット関連」を除く、いわゆる「淫行の禁止」と「深夜外出の制限」の2項目
- ・ 罰則の適用に関しては、条例の実効性を担保するために、必要に応じて罰則を科す

これらの経緯を踏まえ、条例の必要性を検討する上での具体的な判断材料が必要であること、また、罪刑法定主義の観点から、構成要件の明確化等、法的な整理を行う必要があることから、「子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会」を設置し、昨年9月に条例モデルが取りまとめられた。

(2) 県民との意見交換のまとめ

平成27年10月以降行ってきた県民との意見交換の結果を総括すると以下のように整理できる。

○ 県民運動を担ってきた団体

県民運動と条例は両輪として必要であり、条例は県民運動を後押しすることができること、深夜徘徊などの子どもへの声掛けがしやすく補導の後押しになることなどから、条例制定に肯定的な意見が大半であった。

○ 子どもの相談支援に関わる団体

処罰規定に慎重な意見が一部あったものの、詳細に研究・検討され、また、子どもに対してやさしい条例モデルであること等から、条例制定が必要との意見が多数であった。一方、条例による規制よりも性教育を重視すべきという観点からの否定的な意見も3団体あった。

○ 保護者を含めた一般の県民

インターネットの発展・普及、人間関係が希薄になり、地域で子どもを育てる力が落ち、大人のモラルの低下などにより、子どもの性被害が増えており、早急に条例が必要だといった肯定的な意見が大半であった。一方、冤罪が生じる可能性がある、条例よりも性教育が重要、処罰を重くしても決め手にはならない、子ども同士の性行為には条例は無力との理由から慎重・反対とする意見が少数ではあるが出された。

○ 若者

子どもが守られることになり、大人の責任を果たしてもらうために条例は必要、友人が被害に遭った時に罰則が無いというのは許せない、予防や被害者支援があるのはすばらしいとの肯定的な意見があったが、処罰よりも教育の充実を図るべきという意見など慎重な意見も一部にあった。

県民との意見交換結果を総括すると、条例制定そのものに関しては、一部否定的な意見もあるものの、肯定的な意見が大半であった。

また、条例の内容に関わる意見としては、性教育の充実と県民運動の活性化の必要性に対する意見が多く出された。

威迫等による性行為等を条例で処罰規定を設けて規制することについては、一部ではあるが、

- ・冤罪が生じる可能性がある
- ・罰則を設けても性犯罪抑止、再犯防止に繋がらない
との慎重・反対意見があった。

しかしながら、一方で、

- ・ 处罰規定が限定されすぎている
- ・ インターネット、有害図書等への規制等他都道府県と同様の包括的・網羅的な規制項目がある青少年保護育成条例が必要

など、むしろ条例モデルより踏み込んだ規制を設ける必要があるとの意見も少なからずあった。

(3) 条例制定に関する県の考え方

(1)、(2) を踏まえ、条例モデルを基本とした子どもを性被害から守るための条例を制定することが必要と判断する。その理由は以下のとおり。

- ① 長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっていること。
- ② 子どもの性被害は、一過性のものではなく長期間にわたって心身に重大な影響を及ぼし、子どもの尊厳を踏みにじる行為であり、子どもを性被害から守ることは極めて重要であること。
- ③ 学識経験者、医療関係者、法律の専門家等の参画を得た専門委員会及び県民運動を担ってきた県民会議の県民運動見直し検討チームにおいて、条例制定の必要があるとの提言が出されていること。
- ④ 他の都道府県のいわゆる青少年保護育成条例は、構成要件の明確性等の課題が指摘されていたところ、法律の専門家によって整理された条例モデルにおいては、性行為等に関する規制に関し構成要件の明確化、立法事実の確認を踏まえた処罰対象の限定化が図られていること。
- ⑤ 県民との意見交換においては、一部否定的な意見はあるものの、条例制定に肯定的な意見が大半であったこと。特に、県民運動として青少年健全育成活動を行ってきた関係者自身が県民運動のみで子どもたちを守ることの限界を指摘し、県民運動と車の両輪としての条例制定を要望していること。
- ⑥ 県民との意見交換で指摘されたインターネットの発展・普及により人間関係が希薄になり、地域で子どもを育てる力が落ち、大人のモラルが低下しているなどの状況を踏まえれば、威迫等による子どもに対する性行為等を規制することにより、当該行為を大人として行ってはいけないものであることを県民全体の共通認識とする必要があること。
- ⑦ 県民との意見交換で多くの団体や県民から必要性が出された性教育等の充実及び

県民運動の活性化については、積極的に条例にこれらを位置づけることが、安定的、継続的に取組を推進していくための担保となること。

- ⑧ 性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かした、他県にはない子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作ることができること。

なお、条例の制定及び関連する施策の推進にあたっては、処罰規定を設けることに対する否定的な意見など、県民との意見交換で出された様々な意見の趣旨をできる限り踏まえた対応を行っていくこととする。

3 条例の内容及び施策に関する考え方

子どもを性被害から守るために条例は、他県のように社会秩序の維持ではなく、子どもを性被害から守ることを目的とし、条例モデルを基本とする。

また、性教育等の充実と県民運動の活性化とを条例に位置付けることにより、性教育等の充実や県民運動と規制との相乗効果により子どもの性被害を防いでいくこととする。

県民意見等を踏まえ、子どもを性被害から守るために条例の内容及び施策については、次のような方向で具体化していく。

(1) 子どもを性被害から守るために取組について

ア 人権教育・性教育について

子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするために、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、人権教育や自己肯定感の向上のための教育が必要である。また、大人に対しても、子どもを性被害から守る上で、人権や性に関する教育が必要である。

また、性に関する行為は、人としての成熟が前提であり、信頼し合った人同士の対等な関係性から生まれることを学ぶ教育が重要である。

このため、子ども及び大人に対する人権や性についての学びの機会を提供する取組を推進するため、条例において学校や地域における人権教育や性教育を充実する旨を盛り込む。

具体的な施策としては、子どもに対しては、学校における人権教育や性教育（性に関する指導）を充実する。また、学校だけではなく、家庭における保護者による指

導、地域の大人による指導・支援なども必要であることから、保護者を含む大人に対しても、人権教育、性に関する学びの機会の提供を県民運動として行っていく。

イ インターネットの適正利用について

青少年インターネット環境整備法では、携帯電話事業者に対して、青少年（18歳未満の者）が利用する携帯電話・スマートフォンの契約をする場合、保護者からフィルタリングサービスを不要とする申出がない限り、フィルタリングサービスを提供することが義務付けられており、また、サーバー管理者には青少年の有害情報の閲覧防止規定が設けられているところである。

また、性被害はSNS等に起因するものが多く見受けられるが、SNS等は子どものコミュニケーションツールとして広く普及していることから、情報モラル教育、情報リテラシー教育の実施や相談体制を充実させることが大切である。

このため条例において、子どもに対する学校教育における情報モラル教育、情報リテラシー教育の充実、大人に対する啓発活動の実施のほか、子どものインターネットの適正利用に関し、実効性ある取組を官民協働で検討、実施していく旨を規定する。

具体的施策としては、情報モラル教育の専門家等から成る「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」の県立高校等への派遣や、情報通信事業者等と官民協働により設置した青少年インターネット適正利用推進協議会で行うネットトラブルに関する相談支援窓口の開設等、実効的な方策を検討し、実施していくこととする。

ウ 相談体制・居場所について

子どもや家庭が抱える事情に寄り添い、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる環境づくりや、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりが必要である。

このため条例において、子ども、保護者等に対する相談体制の整備や子どもの居場所づくりを、子どもの相談支援関係者に加え地域住民などの参加により、県民運動の一環として、促進する旨規定する。

具体的施策としては、県民会議が中心となって性に関し相談でき、子どもの居場

所にもなる「ひまわりっ子保健室」のほか、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを促進する。

また、子どもの性被害や深夜徘徊の背景には、子どもの貧困などがあることから、こうした対策についても併せて推進していく。

(2) 県民運動について

県民との意見交換の中で、条例を制定すると県民運動が衰退するという意見があつたが、県民運動の活性化と条例制定は相対立するものではなく、相互に補完し合いながら、車の両輪として進め、両者の相乗効果で子どもを性被害から守っていくことが重要である。

県民運動を継続的、安定的に進め、子どもの育成支援に関する活動が県民総ぐるみで行われるよう、条例において、県民運動を子どもを性被害から守るための基盤として位置付け、青少年サポーターの配置、県民運動への県民や事業者などの参加促進や活動団体に対する県の支援等について規定する。

具体的施策としては、子どもを見守り育むボランティアである青少年サポーターの地域への配置、子どもや大人に対する人権教育、性教育及びインターネットの適正利用に関する学びの機会の提供や啓発活動、「ひまわりっ子保健室」の設置促進のほか、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する「信州あいさつ運動」の普及拡大などを行っていく。

(3) 威迫等による性行為等の禁止について

子どもに対する性行為等は、子どもの心身に重大な影響を及ぼし、その成長発達に著しい影響を与えるものである。子どもに対する威迫等による性行為等の規制により、子どもの成長発達を見守り、支える責任がある大人として行ってはいけない行為であることを、県民全体の共通認識とする必要がある。子どもに対しては、法規範として許されないと明示することで、被害者にならないように、また将来的に加害者にならないよう認識づけることにつながる。

子どもの性被害については、既存の法令で対応できるとの見方もあるが、例えば、刑法の強姦罪は、暴行又は脅迫が処罰の要件として必要であり、暴行又は脅迫によら

ない性行為など、既存の法令では規制の対象とはされていないものがある。

条例モデルは、他県のいわゆる青少年保護育成条例に規定される「淫行」に係る最高裁判例よりも、規制対象を限定している。具体的には、最高裁判例¹が示す「淫行」に含まれている対象行為のうち、

- ・ 「誘惑し、威迫し、欺罔し、困惑させる等その心身の未成熟に乘じた不正な手段により行う性行為」の「誘惑」については、通常の恋愛でもありうることから採用されておらず、また、「等」については拡大解釈される恐れがあることから削除されている。「その心身の未成熟」は「子ども」＝「心身の未成熟」と一律に拡大解釈される恐れが否定できないため、採用されていない。法律において既に使用されており、必要な明確性を備えている「威迫」、「欺罔」、「困惑」による性行為に限定されている。
- ・ 「自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為」は主観的であり、通常、性行為には性的欲望の満足が伴い、構成要件としての明確性に疑問があることから、採用されていない。

以上を踏まえ、社会的非難を受けるべき行為として「威迫」、「欺き」、「困惑」による性行為等に対して処罰規定を盛り込むこととする。

一方、一部の県民やメディアから冤罪の懸念が示されているが、

- ・ 条例モデルを基本とした条例を作成することにより、他の都道府県におけるいわゆる青少年保護育成条例の処罰規定よりも構成要件を明確化すること
- ・ 「国民の権利を不当に侵害しないように留意する」という濫用防止規定を盛り込むこと
- ・ 条例の運用面においては、捜査における十分な配慮を行うこと

¹ 最高裁判決（昭和 60 年 10 月 23 日）

「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解するべくでなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乘じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいう。

により、冤罪の可能性を極力抑えていく。

なお、違反者が子どもである場合は、処罰対象とはせず、教育や福祉的な指導により対応することとする。

また、わいせつ行為をさせる、性行為等を見せる、教えるといった周辺行為は、刑罰法規の謙抑性の観点から、条例において罰則のない禁止規定として盛り込むこととし、こうしたことが起こらないように、子ども及び大人に対する人権や性教育の充実を図っていく。

(4) 深夜外出の制限について

子どもを保護者の同意なく深夜に連れ出すこと等は悪質で、重大な性被害につながるおそれがあるが、深夜（午後11時から翌日午前4時まで）の時間帯においては、子どもの深夜外出への対応を地域住民の巡回活動などの県民運動のみに頼ることは困難である。

また、全国のいわゆる青少年保護育成条例の深夜外出の制限違反の検挙人数は、年間1,000人を超えることから、条例において処罰規定として盛り込むこととする。

さらに、深夜に外出している子どもに対しては、保護者や事業者に加え、県民全体で、子どもに目を向け、関心を払うことが必要である。現に県民運動として補導活動を行っている県民からは、条例があれば、深夜徘徊している子どもに声をかけやすくなるという意見があり、条例に子どもの深夜外出の制限を規定することで、県民運動の取組を後押しすることも期待できる。

なお、深夜外出する子どもの中には、虐待等不適切な養育環境から家に居ることのできない者もいることから、その背景を理解し個々の子どもが抱える事情に寄り添い、対策を講じていくことが必要であり、条例において、相談体制の強化や居場所づくり等の施策を併せて行っていく旨を盛り込むこととする。

(5) 被害者支援等について

性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、健やかに成長するため、また子どもの身体的、精神的負担の解消又は軽減のため、条例において、医療、相談等の支援体制を整備する旨を規定する。

具体的な施策として、被害者からの相談に適切に応じ、総合的な支援を可能な限り一

か所で提供したり、支援を行っている関係機関に確実につなぐコーディネートの役割を果たす「性被害者ワンストップ支援センター（仮称）」を平成28年度中に整備するものとする。

また、性被害を受けた子どもの気持ちに寄り添い、子どもの心理的負担等に配慮した面接の実施等、行政と警察が日常的に児童福祉的な見地から連携するとともに、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修を実施するものとする。

なお、県民意見の中に、性被害の再犯防止のために加害者の教育や治療を実施すべきとの意見があったが、これについては、保護司、保護観察所、更生保護ボランティア等、国の保護観察制度と連携した取組が重要と考える。

（6）子ども及び性被害の定義について

- ・ 子どもとは、18歳未満の者とする
 - ・ 性被害とは、法令に拠り処罰の対象となる行為だけでなく、性の乱用に係る行為なども含む行為による身体的又は精神的被害をいう
- との定義規定をおく。

4 国への要請

国では現在、強姦罪の法定刑の見直しや監護者であることによる影響力を利用した性交等に係る罪の新設など性犯罪の罰則に関し審議が行われている。

長野県が条例を制定すれば、47都道府県全てにおいて子どもに対する性行為等について法律を上回る規制措置が取られることになるが、都道府県によって処罰対象行為や罰則の軽重が異なっていることから、国に対して、子どもの性被害に対する法規制のあり方や加害者の再犯防止等について検討するよう要請する。

5 今後の進め方

この基本的な方針は、県の執行機関として取りまとめたものであるが、条例の議決権限は県議会にあるため、県議会において十分なご議論をいただくことができるよう、速やかにこの方針を踏まえた条例骨子案を作成し、県議会にお示しするとともに、県民に公表する。

(参考) 子どもを性被害から守るための取組に係るこれまでの検討経緯

1 検討の開始

長野県は、これまで全国の都道府県の中で唯一、青少年保護育成条例を持たず、住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできた。

一方、近年、大人のモラルの低下やインターネット、携帯電話等の情報通信機器等の発展・普及など、子どもを取り巻く社会環境の大きな変化などにより、子どもの性被害が増加²し、県民の懸念の声の高まりを受け、平成25年5月に、専門委員会を設置した。

専門委員会での議論の前提として、教育や被害者の救済のための支援策とともに、条例による規制も排除せず、子どもを性被害から守るための取組に関する検討を開始した。

2 専門委員会からの提言

専門委員会では、7回の委員会、2回のワーキンググループによる検討、公聴会を行い、子どもを性被害等から守る具体的な方策を検討し、平成26年3月に報告書を取りまとめ、県に提言した。

提言では、予防の観点からの性教育の充実、メディアリテラシー・情報モラル教育の実施及び被害者支援の仕組の構築等のほか、「これまでの対策の延長では、子ども達を性被害等から守りきれない。条例をこれまでの対応では対処できないことへの穴埋め的な規制手段ではなく、教育と被害者支援の施策の実効性を担保し、県民運動を下支えするものとして考える必要がある。」としている。

また、規制項目として、子どもに対するみだらな性行為・わいせつ行為等の禁止、深夜外出等の制限及びインターネット関連に限定した条例の制定が必要とされた。

併せて、県民運動の役割は益々重要であり、条例と相互補完し合う新しい県民運動を創り上げる必要があるとの考えが示された。

3 県民会議の県民運動見直し検討チームからの提言

長年、県民総ぐるみの青少年健全育成推進運動の推進母体として活動してきた県民会

² 平成16年：35人→平成24年：76人 ※福祉犯のうち、子どもの性被害関係検挙数
(警察庁資料より)

議は、専門委員会の報告書を踏まえて平成26年4月に「県民会議・県民運動見直し検討チーム」を設置し、県民運動と条例の関係性も含めた県民運動のあり方の検討を進めた。同検討チームは、社会環境の大きな変化の中での県民運動の限界を指摘する意見を踏まえ、条例に関しては「条例と県民運動は相反する関係ではなく、青少年健全育成を推進する両輪として必要である。条例化にあたっては、包括的な青少年保護育成条例でなく、子どもの性被害防止に特化した条例とすること。」とする報告書を取りまとめ、同年8月に県に提言した。

4 子どもを性被害から守るための県の取組みの決定

専門委員会からの提言を受け、県では平成26年4月に関係部局横断のワーキンググループを設置し、予防、被害者支援及び法的対応の3つの観点での検討を進め、パブリックコメントの実施、県政タウンミーティング、子どもの支援関係者との意見交換等による県民意見を反映し、同年11月に「子どもを性被害から守るための県の取組み」を決定した。

その中で、条例制定については、十分かつ慎重に法的な検討を行う必要があることから、「慎重に検討する取組み」と整理し、条例を制定する場合の基本的な考え方を次のとおり示した。

- ・他の都道府県のような包括的、網羅的な規制条例ではなく、目的は、「子どもの性被害の防止」に特化
- ・規制項目は、県民運動及び行政的な対応の強化まずは取り組む「インターネット関連」を除く、いわゆる「淫行の禁止」と「深夜外出の制限」の2項目
- ・罰則の適用に関しては、条例の実効性を担保するために、必要に応じて罰則を科す

なお、専門委員会から提言のあった「インターネット関連」の条例規制については、

- ・高機能のスマートフォンについては条例によってもフィルタリングの利用がなかなか進まない他県の実態がある
- ・Wi-Fiやインターネット接続可能な携帯型ゲーム機等を利用する場合は規制し難いことなど条例による規制の効果が限定的と見込まれる
- ・本県のフィルタリング装着率は全国平均より高い³

³本県：66.2% > 全国：61.2%（平成23年警察庁調査、保護者対象）

- ・「早急に実施する取組み」に掲げた教育や県民運動による対応が十分機能するところが期待できる
- ことから、条例による規制に頼らずに、まずは、教育や県民運動といった施策の推進により対応することとした。

5 条例モデルの作成

子どもを性被害から守るための条例の必要性については、そもそも条例がない本県においては、条例のイメージが県民の中でも様々であることから、「条例化すればこのような形になる」という条例モデルを県民に示した上で、議論を進めることが望ましいと考えた。

他方で、長野県弁護士会から、罪刑法定主義の観点から条例制定に疑義が示されていたことから、まずは、法的な論点の整理が必要であると考え、長野県弁護士会推薦の委員を含む法律の専門家で構成した「子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会」を平成27年2月に設置し、規制事項に係る構成要件の明確化や立法事実の確認など、立法技術的な観点で検討を重ね、条例モデルが、同年9月に県に報告された。

子どもを性被害から守るために取組に係る意見交換

県民文化部次世代サポート課

○県民運動を担ってきた団体や子どもの相談支援に関わる団体のほか、子育て中の保護者にそれぞれの見地からの意見を聞くため、ランチタイムミーティング等を実施。

○広く県民と意見を聞くため、誰でも参加できる県政タウンミーティングのほか、地域での意見交換会を実施。

○若者の意見を聞くため、10代～概ね30代の若者が誰でも参加できる意見交換会を実施。

※周知方法：県のホームページ、知事会見、マスコミ報道 等 合計：53団体、延447人

1 県民運動を担ってきた団体・子どもの相談支援に関わる団体との意見交換

(1) ランチタイムミーティング ※ <子どもの健全育成、相談支援に関わる団体の代表等>

開催年月		団体名
H27.11	①	きりりネットワーク、臨床心理士会、看護協会、子どもの心身共に健康新成長を願う親の会、子ども会育成連絡協議会、性教育研究会 6団体
	②	P T A連合会、助産師会、青少年補導委員会連絡協議会、“人間と性”教育研究協議会長野サークル、ガールスカウト長野県連盟、C A Pながの 6団体
H28.1		青少年育成県民会議の構成団体 17団体

(2) 関係団体との意見交換

期間	団体数	備考
H27.10～12	53団体	個別に団体として意見聴取した48団体とランチタイムミーティングのみで意見聴取した5団体を含む

※意見交換団体は設立目的や活動等を勘案して県で選定

2 保護者や若者を含めた一般の県民との意見交換

(1) 県政タウンミーティング ※ <一般県民対象>

開催年月		会場	参加人数
H27.11	①	松本合同庁舎	75人
	②	上田市丸子文化会館	145人

(2) 地域での意見交換 <一般県民対象>

開催年月		会場	参加人数
H27.12	①	飯山市公民館	56人
	②	駒ヶ根市役所	24人
H28.1	③	諏訪市総合福祉センター	39人
	④	サン・アルプス大町	56人

(3) 若者との意見交換 ※ <10代～概ね30代の方>

開催年月		会場	参加人数
H27.12	①	県庁	14人
H28.1	②	長野市・トイーゴ	26人

(4) 子育て中の保護者との意見交換 ※

開催年月	会場	参加人数	備考
H27.11	県庁	12人	参加者はP T A連合会等からの推薦により県で選定

注1) 意見交換名の※は知事出席のもの

注2) 意見交換の内容は次ページ以降を参照

団体意見の詳細

1 県民運動を担ってきた団体（計 27 団体）

※意見概要

団体として	・条例制定に肯定的 ・意見表明はできない ・意見表明も団体名も公表できない	17 团体 2 团体 3 团体
団体として意見表明はできないが、代表者の個人意見として	・条例制定に肯定的	5 团体

注1：団体名は五十順、名称に「長野県」が最初にある団体は名称の「長野県」を略して表記している。

注2：表中の意見概要欄の記号については下記凡例のとおり

凡例：☆・・・団体として条例制定に肯定的

△・・・団体として条例制定の可否について意見を示さない

×・・・団体として条例制定について否定的

□・・・団体として意見表明はできないが、代表者の個人意見として条例制定に肯定的

▲・・・団体として意見表明はできないが、代表者の個人意見として条例制定に否定的

—・・・団体として意見表明はできない

……団体として意見表明も団体名も公表できない

番号	団体名	意見交換の機会	意見概要	意 見 等
1	アミューズメント施設営業者協会	個別聴取	☆	条例制定の可否について、賛成。 深夜外出の規制については、条例以前に、ゲームセンターには風営法上の午後10時以降の立ち入り制限があり、午後11時以降の規制は問題はない。逆に、しっかり管理していくないと、という気持ちの引き締めにもなり賛成である。
2	インターネットカフェ等防犯連絡協議会	個別聴取	—	非公開

3	インターネット・ハグ防犯連絡協議会	個別聴取	☆	条例制定の可否について、賛成。
4	ガールスカ外長野県連盟	個別聴取	☆	条例制定の可否について、賛成。
		ランチタイムミーティング		<ul style="list-style-type: none"> ・自分で自分を充分守れない子を守ろうということは、誰も反対しない。大人が守るべきと思っている。今この時代を生きる大人が、今の子どもに何ができるか。地域社会でできることは何か。社会の状況を考えると、環境を整えるという大事なところにきている。そういうことを県民運動の中で一緒に力を合わせていきたい。 ・公の場所で、子ども達にとって何が大事か話してきた。具体的に出てきたことを条例とともに、そういうものを全部盛り込みながら、歩みをとどめること無く早急に進めていただきたいと思う。 <p>日々新しい事件も起きているで、早急にしていただくことも大事。</p>
5	ガオカスタジオ協会	個別聴取	☆	<p>条例制定の可否について、賛成。</p> <p>業界としては、これまでも自主規制として、深夜における子どもの施設等利用については配慮してきた。</p> <p>条例が制定されることで、さらに子どもへの声掛けなどがやりやすくなり、青少年健全育成運動に貢献できると考えている。</p> <p>ネット上でも長野県に条例がないことを揶揄する書き込みがある。</p>
6	更生保護女性連盟	個別聴取	—	非公開
7	高等学校PTA連合会	個別聴取	□	非公開
		ランチタイムミーティング		学校の近くでも痴漢が出たり色々する。早めに条例を制定してもらって、そこからあるべき良い方向に進めばよい。
8	子ども	個別聴取	☆	条例制定の可否について、賛成。

	会育成連絡協議会	ランタイムミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・県民運動は現状として限界。性被害がどの程度あるか知らず、今回初めて知ったこともある。条例がなく、性被害が公に表に出していないが、隠れたものが沢山ある。大人の責任は当たり前。大人のモラルの低下など、県民に訴えていくべき。県民運動の限界について、有害環境排除活動は、直接的に巡回指導などで可能だが、子どもの隠れた中での情報は表に出ない。声かけにも限界を感じる。警察と一緒に別だが、現場で活動する人材にも限界がある。今まで県や県議は何をしてくれたか何ら形になっていない。子どもを見守る体制が何処にあったか、反省を。 ・今回の問題について大きくマスコミで取り上げ、県民に対して実態を知らしめたという点は意義があった。 条例を作った中で方向性を示していくのが大事。青少年サポーター等をどのように定着させていくか、それに対する県としての姿勢、予算付けを含めて、方向性を。 ・被害者がいる以上、そこに何らかの罰があってもそれは仕方がないのではないか。普通に考えたらごく単純だと思う。
9	コンピュニストア 防犯協会	個別聴取	<p>条例制定の可否について、賛成。</p> <p>条例について</p> <p>無いことの方がおかしい。長野県は他県に比べて遅れていると感じる。笑われてしまう。</p> <p>性被害だけでなく、他県と同等の条例にすべき。有害図書と他の一般の雑誌が一緒に並んでいるというのは無理がある。やはり直さないといけない。</p> <p>深夜外出</p> <p>規制すべき。</p> <p>性被害</p> <p>相手が力の強い男なら、女性は強く拒絶できないのではないか。</p> <p>現状</p> <p>条例については賛成であるが、予防と言う意味で、親のしつけができなくなっている状況もある。親の背中を子ども達は見ている。親になる者に対する指導もしていかないといけない。</p>
10	児童福祉施設連盟	個別聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の可否について、賛成。 ・子どもの免責規定について、行為者が子どもである場合は、教育やカウンセリングで対応するとしているが、たいへん難しい問題。 ・児童福祉施設が一般の家庭と違うところは、保護者のいる子どもを預かっている施設ということ。その子ども達を健全に育てるという目的を持っており、こうした性被害は絶対あってほしくない。他県の条例のような有害環境の排除の観点はあってもいいし、また、罰則を重くすることで歯止めになればよい。 ・罰則規定はあったほうがよい。子どものインターネット環境は巧妙化し、個別化し、分かりにくくなっている。これから益々問題になってくる。

11	少年警察ランティア協会	個別聴取 ランタイムミーティング	条例制定の可否について、賛成。 補導の際の背中を後押ししてくれる条例である。 早期制定を望む。
12	青少年育成アドバイザーアー協議会	ランタイムミーティング	条例について、知事の権限でこういう形でやっていきますと言つていただきたい。県民とすれば何時まで何をやっているんだという方がかなりいる。 条例があることによって、補導の際こういう状態はこうなるんだと指導ができるので早急にやっていただきたい。インターネットに関して、予算をとつて研修をやっていただきたい。サイトを開くと、こういった危険性があるというものを表示するよう業者に呼びかけを、第一歩のブレーキになる。 ・新しい青少年センターの年代が若返つてくるとよい。
13	青少年補導委員会連絡協議会	個別聴取	モデル・条例について 子どもを守るためにには、いわゆる青少年保護育成条例が必要と考えているが、性被害に特化したこの条例は、まず第一歩と考え賛同している。 モデルは性犯罪の罰則を限定しすぎている。威迫等がない教員による生徒との性交、知的障害者の被害などはこのモデルでは守れない。もっと幅広く子どもを救えるようにしてもらいたい。 深夜外出の規定について、今まで、夜間の声かけに反抗してくる子どもも少なくなかった。条例ができれば、声かけしやすくなるし、声かけできる環境も作りやすくなる。大阪寝屋川の連れ去り殺人事件のような悲惨な事件を防止するためにも、周りの大人たちが子どもに声かけをしていく環境を作つていかないといけない。 全体的な意見 モデル作成には弁護士会からの推薦者も入り作成したと聞いた。限定的であるのに反対意見があるのは何故か、子どもを犠牲にしてはならない。 スポーツにルールがあるようにルールがなければ混乱する。 条例が長野県だけないことは誇りでなく、恥ずかしいこと。子どもを守るならルールがあつて、どうするのかと

			<p>いうこと。おかしいところがあれば変えていけばよい。このままでは長野県が無法地帯になる。条例はサイドブレーキの役目になる。</p> <p>条例ができれば県民運動が衰退すると言うが、県民運動と条例は両輪のごとく必要。衰退させるのではなく、更に活性化するよう努力したい。</p> <p>県民運動の経過は長野県として誇れるものだが、現在のように子どもを取り巻く環境が大きく変化し、時代が大きく変わっている事実をしっかり認識しないといけない。</p> <p>子どもが安心して安全に成長するには、教育によって身を守る力を持つとともに、罰則によって大人の責任を問うことも必要な時代と実感している。</p> <p>実際にネットの書き込みを見れば、悪いことをたくらみ、他県から長野に来る者もいると考えられる。3パワーと言うきれいなことでなく、時代の流れに追いついていないことを知らないといけない。</p> <p>親の教育も必要。もっと啓蒙と子どもを守るという意識付けをしていく必要がある。</p> <p>条例制定に向けて</p> <p>当会が先頭に立って、知事と議長に早期制定の要望書を出し、知事が前向きな発言をしてくれ、後押しになったと自負しており、要望してよかったです。今後当会でも制定に向けて情報発信など積極的に活動するので、県でも是非、条例の早期制定に向けた活動をしてもらいたい。</p> <p>情報発信について</p> <p>当会としては、周りの者が誤った情報に惑わされないよう、きちんとした情報を発信していくかなくてはならない。県でも、誤った情報が氾濫しないように願いたい。</p>
	ランチタイムミーティング		<ul style="list-style-type: none"> ・条例ができれば、声かけしやすくなる。子どもに声かけをしていく環境作りを。規制項目が絞られすぎ。もっと幅広く子どもを救えるように。環境が変化している中、県民運動だけで子どもを守ることは不可能。時代が大きく変わっている事実をしっかり認識を。教育によって身を守る力を持つとともに罰則によって大人の責任を問うことも必要。 ・タウンミーティング等、意見交換会は各市の会長が先頭に立ち、話を聞くよう呼びかけ、県民会議を浸透させている。そうすることによって条例も制定できると思っている。 <p>補導委員会では条例について、4、5年前に一度請願を出したが、継続審議になった。26年にも出そうとしたが御嶽山の噴火で駄目になり、昨年9月に急遽、条例制定の要望書を出させてもらっている。</p>
14 青年国際交流	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会状況から、条例の必要性を感じる。 ・事例を見ると条例が無いと困るのではないか、罰則も必要と感じる。

	機構			<ul style="list-style-type: none"> ・罰則のみでなく、児童・生徒への教育や被害に遭わないための予防策もしっかりと実行してもらいたい。 ・県の実施している施策をしっかりと市町村と連携して実施していかないといけない。裾野が広がる活動を願いたい。
15	日本青年会議所長野ブロック協議会	個別聴取	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> ランチタイムミーティング	<p>子どもを性被害から守るためにあらゆる手を尽くすことは必要。教育もそうですし、条例の制定に関しても。モデルは最低限度の規制になっている。</p> <p>県民運動は、如何に県民の無関心を関心に変えていくかと言うことを課題としているので、青少年サポーターもPRを是非していただきたい。</p> <p>条例に関連して子どもを性被害から守っていくと言うメッセージを長野県から強く発信していただきたい。</p>
		個別聴取		<ul style="list-style-type: none"> ・条例モデルは良くできており、基本的には賛成。 ・17事例が示されているが、社会が変化した時、SNS等だけでなく、違う形のものが必ず出てきて、この条例モデルでは対応できない時がくる。 <p>条例を作ったから終わりではなく、条例を改正できる仕組みをきちんと作ってもらいたい。問題が起きた時に即対応できる条例でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人が意識せずに子どもに害を与えることが多く、周りがしっかりと指導できる体制も必要。例えば、深夜に赤ん坊を連れまわしている保護者に対し注意ができる環境も必要。現在は、深夜外出が文化になりつつある。こういったことを悪いことと意識していない親、大人も多く、モラルに対する教育も必要である。社会のモラルを上げる必要性がある。 ・このモデルでは性被害に特化しているが、いわゆる青少年保護育成条例の有害図書規制などは、性犯罪を起こす前に青少年に有害な環境を排除しようとするもので、子どもの性被害防止に繋がるもの。もっと規制対象を広げてもよいのではないか。
16	日本ボーカル長野県連盟	個別聴取	<input type="checkbox"/> ☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例モデルは良くできており、基本的には賛成。 ・17事例が示されているが、社会が変化した時、SNS等だけでなく、違う形のものが必ず出てきて、この条例モデルでは対応できない時がくる。 <p>条例を作ったから終わりではなく、条例を改正できる仕組みをきちんと作ってもらいたい。問題が起きた時に即対応できる条例でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人が意識せずに子どもに害を与えること多く、周りがしっかりと指導できる体制も必要。例えば、深夜に赤ん坊を連れまわしている保護者に対し注意ができる環境も必要。現在は、深夜外出が文化になりつつある。こういったことを悪いことと意識していない親、大人も多く、モラルに対する教育も必要である。社会のモラルを上げる必要性がある。 ・このモデルでは性被害に特化しているが、いわゆる青少年保護育成条例の有害図書規制などは、性犯罪を起こす前に青少年に有害な環境を排除しようとするもので、子どもの性被害防止に繋がるもの。もっと規制対象を広げてもよいのではないか。
17	PTA連合会	個別聴取	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> ランチタイムミーティング	<p>保護者の中で性的な考え方があり、議論が進まない。条例は抑止的な部分が期待できるし、話題となることは非常にありがたいことで、条例ができることに私は賛成。制定で終わる訳でもない。</p> <p>長い期間をかけて多くの人が考えたのはありがたかった。</p> <p>条例が目的のようになってしまっているが、性被害をなくすことが目的で、そこに貢献できるものは並行してやるべきで順序の問題ではない。効果があるものはどんどんパラレルにやっていく。もちろん各団体もやっていかないといけない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罰が必要かどうかと治療の話の二者択一ではない。 ・県民運動の概念が非常に広い。代表者が集まってやっている枠も県民運動だが、それぞれの団体が行っているも

				のも県民運動だと思ってやっている。県民会議の形を変えれば県民運動が変わるということはないので、個別の運動体のことも重視していただけたらと思う。 県民会議が変われば、それが県民運動だと言うニュアンスではない。
18	BBS連盟	ランチタイムミーティング	□	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の活動をしているが、こういうところに関心がある人は私たちが思っているほど多くはない。マスコミでも報道されているが、まだ無関心の人も多い。県民運動が先と言うのは難しい。やはり子どもが大事なら条例を先に。 ・罰則が無いと軽い気持ちになる人も出る。
19	VVS連絡協議会	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は必要なもの。 ただし、冤罪の指摘があるように、その運用には十分注意をしてもらいたい。
		ランチタイムミーティング		<p>青少年センターということで、子ども達の健全育成、あいさつ運動は、県民運動が有効だが、インターネットに関して県民運動で何ができるのかという部分も感じている。</p> <p>この条例の中でも深夜外出にはある程度県民運動で対応できると思うが、子ども達にとって大きい情報はインターネット。家庭、地域、学校よりも問題はインターネット。</p>
20	防犯協会連合会 イトエントラジオ連絡協議会	個別聴取	☆	条例制定の可否について、賛成。
21	保護司会連合会	個別聴取	☆	条例制定の可否について、賛成。
22	万引防止対策協議会連合	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例について賛成。 ・他県では必要性があり、青少年保護育成条例が制定されたと思うが、長野県だけ他県と状況が違っていたので、必要性が無かったということはあり得ない。同じ状況にありながら、長野県だけ条例は無いが、問題は無かったとは言えない。現に17事例が示されており、長野県だけ不必要とは言えないのではないか。 ・社会のスピードが今までとは違う。子どもの行動範囲もますます広くなる。大人がこのスピードについていけない。大人の責任として子どもを守らないといけない。 ・県民全員が自分の子どもが性被害に遭ったらどうかと言うことを想定して考えないといけないことであり、一刻も早く制定すべき。

23	民生委員児童委員協議会連合会	個別聴取	条例制定の可否について、賛成。 条例が今までなかったことがおかしい。 啓蒙啓発といった運動だけでは解決しない。県民運動だけやればよいというのは大人の自己満足。 子どもは未熟であり、ある程度の規制は必要。 これまでの県民運動では時代の変化を捉えきれない。 地域で子どもを守り育てる意識をどのように持たせるかが大事で、「運動をやっている」と言っているだけではダメ。 予防の観点で条例制定は必要。 県民運動も大事だが、親の立場からも条例は必要。 学校（教師）は疲弊しており、家庭、地域で子どもを育成することが大事だが、家庭力、地域力も低下しており、条例は必要。 学校で保護者に研修を行うが、来ない家庭への対応が困難。 学校にばかり押しつけてはいけない。PTAに対し働きかけ、ネット教育、性教育を実施すべき。 規制事項を最小限に限定しそうで、逃げる術をつくるのではないかと心配。 罰則を広範かつ厳しくすべき。ただ条例を作るだけになってしまふのではないか。 関係機関に情報提供しても、その後どうなったか知らされない。
24	連合婦人会	個別聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の可否について、賛成。 ・男の子を挑発しているのではないかと思えるほど、目に余る薄着の女性、地べたに座ってパンツを見せている女性、電車でミニスカートをはいたまま足を開いて座る女性等、目のやり場に困る場面も多く、モラルや身だしなみはしっかり身につけないといけない。 被害者を責めるという指摘とモラル等の問題は別もの。男女を問わず、モラルや身だしなみについての教育は必要。 ・規制は必要だが、教育もしていかないといけない。 ・東京都では、条例を制定したら売上げ落ちるなどのクレームが出版業界からあったというが、今の社会では、情報は防ぎようがなく、有害な情報から子どもを守るには、業界だけでもだめで、教育とか総合的にやらないといけない。 ・子どもの性被害防止は、インターネットを通して出会うなど、これまでの地域から見守ることだけでは対応は難しく、性被害の現実に対応するには条例も必要。 ・今のような社会になってしまったのを落ち着かせる取組が必要であり、教育、家庭の他に、県警の具体例を見ると条例の必要性も感じる。 ・学校現場では制約があるものの、性教育の充実も必要。 <p>この条例に基づいて、幅広く県民総ぐるみで子ども達のことを考えていくことがそろそろ充実してきたと思う。</p>

	ソグ	
25 27	個別聴取	… 団体として意見表明も団体名も公表できない

2 子どもの相談支援に関わる団体等（計 26 団体）

※意見概要

団体として	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定に肯定的 12 团体 ・条例制定の可否について意見を示さない 5 团体 ・条例制定に否定的 2 团体 ・意見表明はできない 3 团体
団体として意見表明はできないが、代表者の個的意見として	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定に肯定的 3 团体 ・条例制定に否定的 1 团体

注2：表中の意見概要欄の記号については下記凡例のとおり

- 凡例：☆・・・団体として条例制定に肯定的
△・・・団体として条例制定の可否について意見を示さない
×・・・団体として条例制定について否定的
□・・・団体として意見表明はできないが、代表者の個人意見として条例制定に肯定的
▲・・・団体として意見表明はできないが、代表者の個人意見として条例制定に否定的
—・・・団体として意見表明はできない
……団体として意見表明も団体名も公表できない

番号	団体名	意見交換の機会	意見概要	意 見 等
28	親子ネット NAGANO	個別聴取	☆	<p>処罰付きの条例は、条件付きで賛成。 条件とは、</p> <p>子どもの性被害は「家庭の指導力の低下」が要因としてあることは認識しているが、そもそも家庭の指導力の低下の原因として、ひとり親の多数を占める離婚家庭は、親が二人いるにもかかわらずその一方を排除するが多く、みすみす一方の指導者を除外し、指導力の低下を招いている。</p> <p>結果として子どもは、二人の親から指導を受ける（愛される）機会を失うため、安心の愛着を維持することが困難</p>

				で性被害の被害者にも加害者にもなりやすい。 両親の離婚後も子どもが両親から指導を受け、愛される機会を保証する支援がないままに、処罰条例を制定することは、いたずらに被害者と加害者を増加させるに他ならない。 つまり、離婚家庭においては、子どもが両親に養育（指導）される機会を保証し、家庭の指導力の低下を妨げる支援をする必要がある。当然、このことは子どもの貧困対策にもなるため、金銭的理由から性犯罪に関わるケースも防ぐことが期待できる。 こうしたことが解決されることが条件。
29	看護協会	個別聴取 ランチタイムミーティング	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・「性被害」の分類が一般にはわかりづらい。 ・深夜に出歩いている子どもに声掛けしなかったことで、仮に何か事件等が起きた時に、「条例があるのに何もできなかつた」と罪悪感を感じるようなことにならないか。 ・条例が絶対必要かは不明だが、できることはやっていきたい。条例制定には慎重な議論と判断を。罰則に違和感があるが、事例で泣き寝入りの事実も知った。届出れない子もいる。ライフデザインを描ける教育も必要。被害者支援、ケア等も看護職が担っていく役割。性について学校ごとに温度差がある。この問題にどう取り組むか、議論をして学校の姿勢を明確にしてもらった中で、何が必要かを教えていただければ協力できる。 ・条例ができるということは予算の位置づけが確立する。しっかりした予算の裏付けになり、予算要求もできやすくなる。この事業を推進していくには条例の制定、条例の裏付けが重要。
30	CAPながの	個別聴取	☆	<p>条例制定の可否について、賛成。 罰則規定について</p> <p>性暴力は加害者が「子どもに性行為をしたい」という個人的欲求から始まり、性行為に行くまでのステップの一つとして、個人的欲求に「子どもに性行為をするのは良くない」という内的抑止力が効かないこと。内的抑止力が効かない要因の一つに「処罰の甘さ」という社会的要因がある。処罰規定されれば少なくとも今までよりは抑止力になる。被害に遭った子どもは周りから「嫌だったら嫌と言えばよいじゃないか」「あなたにも隙があった」などと言われ、子ども自身も「自分が悪い」と思い込んでいる。加害者が処罰されることによって、被害に遭った子どもは「自分は悪くなかった」と思え、「これは大人が違法なことをしていた」と認識することが回復の第一歩となる。加害者に依存している被害者の場合、被害者の意思に反して加害者が処罰される可能性もある。その場合の被害者への十分なケアが必要。</p> <p>性教育について</p> <p>学校だけに任せることではなく、家庭や地域でも性教育ができるよう、大人が性教育を受け、子どもに性教育をすることを県民運動とする。</p> <p>人権教育について</p> <p>いくら性教育をしても「自分なんてどうでもいい」と思っていれば、性教育も入らない。性教育の前に自己肯定</p>

				<p>感を高める人権教育が必要。被害に遭った背景の把握性被害があった場合、どうしてそうなったのかを検討する体制、仕組みが必要。深夜自宅にいられない背景を明らかにしないと、抜本的な解決にならない。子どもの話を聴いて、子どもの気持ちに沿った対応が必要。子どもの安心・安全を保障するため、子どもの居場所づくりが必要。</p> <p>被害に遭った背景の把握</p> <p>性被害があった場合、どうしてそうなったのかを検討する体制、仕組みが必要。深夜自宅にいられない背景を明らかにしないと、抜本的な解決にならない。</p> <p>子どもの話を聴いて、子どもの気持ちに沿った対応が必要。子どもの安心・安全を保障するため、子どもの居場所づくりが必要。</p> <p>条例の適用について</p> <p>条例も必要だが、支援もあわせて実施する必要がある。例えば、一人親世帯で、深夜に保護者が働きに出なくていいように、条例と支援と一緒にできないか。</p> <p>加害者更生プログラムの充実</p> <p>捕まって罰金を払って終わりでなく、心から謝罪し二度と被害者を生み出すことのないような更生プログラムが必要。</p> <p>心からの謝罪は、被害者の回復への大きな要因の一つ。</p> <p>啓発活動の充実</p> <p>「挑発的な恰好をしていたから」「遅い時間に歩いていたから」「男子は性被害に遭わない」などと被害者を責める意識・偏見があると、被害者が声を上げられない。社会の偏見をなくすために啓発が必要。</p> <p>性被害をゼロにすることが長野県の誇りであって欲しい。条例ができれば、加害者の内的抑止力が働く。被害者は、周りから責められ自分が悪いと思う。処罰により、自分が悪くなかった。大人が違法なことをしたと認識することが回復の第一歩。</p> <p>県民運動も必要。性教育の充実こそ学校のみでなく県民運動で願いたい。</p> <p>性教育の前に人権教育も必要。深夜外出では、家にいられない子たちの居場所作りも。子どもを性被害から守るために外的抑止力を高めるためには周りの大人の声かけも大切。加害者が心から反省し、二度と被害を起こさせないように更生のプログラムの充実も。</p> <p>安心できる人と安心できる場所の確保、そのためには条例と県民運動が必要。</p>
31	行政書士会	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例モデルのような、条例が必要な時代になっていると思う。 ・こうした条例は、子どもを性被害から守る抑止効果があるのではないか。 ・今回の条例モデル作成にあたっては、詳細に内容を研究・検討されており、こういった条例の制定を支持したい。 ・条例制定に向けて肅々と進めていってもらいたい。

32	きりりネットワーク	ランチタイムミーティング	▲	支援と予防教育に大きな期待を持っている。被害女子の落ち度探しが行われ、訴えられない心情に繋がる。男子の性被害も統計的には多い。セックスでなくジェンダーの問題として取り上げを。被害者が加害者になる。男性に、性被害の予防教育を学校で行い、加害者に回らない教育も必要。18歳が家庭に帰れない家も視野に入れて欲しい。条例がなくても性教育はやってもらいたい。
33	子どもの心身共に健康な成長を願う親の会	ランチタイムミーティング	☆	<p>性被害は何十年も同じ苦しみを持つ。自分を大事に思えなくなる。いじめにもつながる。声を上げる人は氷山の一角。そういう人のことも考えた条例を。</p> <p>性犯罪をいたずら程度に思っている人に条例があれば犯罪であると知らしめる。犯罪であったと知り、2次被害の早期解決になる。</p> <p>モデルの「心身に及ぼす影響」の「心身」の後に「発達」という言葉を入れてもらいたい。「させる」「みせる」も大きな被害。事例は実際にあるので事実を基に条例を。</p>
34	産婦人科医会	個別聴取	一	非公開
35	私学教育協会	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の必要性は認める。 同時に幼児教育に更に力を入れていくことが重要である。 幼児教育においては、遊びの中の直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を涵養し、人間としての基礎を育てていく。この過程で物事の善惡の判断も身につけていく。成長しても犯罪に手を染めることのない、加害者にも被害者にもならないためには、幼稚園等から小学校への連続性を勘案しながら、幼児教育を更に充実していく必要がある。 ・条例の内容が県民に十分理解されていない面がある。しっかり説明をして県民が納得する条例にして頂きたい。
36	司法書士会	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の子どもを取り巻く状況や県警が性被害事例として挙げているほとんどの行為者に対し法的対処ができない現状等を考慮すれば、これまで長野県が取組んできた地域ぐるみの県民運動をさらに強化し推し進めるとともに、処罰規定を盛り込んだ条例を制定することもやむを得ないものと考える。 ・条例モデルでは、子どもの尊厳の保持及び健やかな成長の支援を目的としているのであるから、処罰規定はその手段の一つに過ぎず、子どもが自己を大切に思う心を育み健やかな成長ができるような取組を重視し進めるべきと考える。 ・県警が示した性被害事例の多くは、子どもの相談相手が行為者になっている。こうしたケースは家庭環境や貧困等複雑な問題が絡み、条例だけで解決するものではない。子どもは健全で安心して生活できる環境で成長していくことが望ましい。ひとり親家庭への経済的支援や精神面でのサポート等が期待できる居場所づくり等の取組を進める必要がある。

				<p>・条例モデルでは、「淫行」や「淫らな性行為」という内容ではなく、「威迫し」「欺き」「困惑させ」「困惑に乗りじた」わいせつ行為という内容で構成要件の明確化を図ろうとしている。しかし、このように規定しても県警が挙げている性被害事例のほとんどが該当する可能性が高いと分析されていることから、相当広範な行為が対象となり、「威迫」「欺き」「困惑」「困惑に乗りじて」を判断する際には、内心・感情面等が関わり個人差がある中で、慎重な判断が必要で「あいまいさ」が入る余地があつてはならない。より構成要件該当性の明確化を図るためにも、施行規則で該当する行為類型を明示するなどの方策が必要ではないか。</p> <p>・条例モデルの深夜外出の制限に関し、保護者に対する子どもの深夜外出禁止努力義務と何人も対象となる正当な理由がある場合以外の子どもの連れ出し等の規制は、保護者は第一に子どもを性被害から守る立場にあるので、ある程度の義務を負うべきであるし、子どもの連れ出し等も例外を規定し、それ以外の場合となると犯罪性を帯びる様相が強くなるので、両項目を条例に規定することは許容できる。しかし、深夜営業者や何人も対象となる形式的な「帰宅促し」の努力義務を条例により科すことについては再考する必要があるのではないかと考える。当該条例に抵触する者が多発することが懸念され、条例を遵守するという観点からも好ましくない。この関係は、やはり地域ぐるみの県民運動等で取組んでいくべきである。</p> <p>・条例を設けることで、今まで法的に対処できなかった性被害の行為者を処罰の対象にできることが効果の1つとして考えられるが、どんなに行為者を罰しても性被害に遭った子どもが抱える苦しみを考えると、被害に遭わないこと・遭わせないこと・未然に防止できることが重要である。この問題に対する県民意識や条例制定による抑止効果を高めるためにも、例えば、犯罪被害者週間等に「性被害防止キャンペーン」等を行い、条例の周知等に力を入れることも必要である。</p>
37	社会福祉士会	個別聴取	△	<p>(団体意見ではなく、会員の個人意見を集約)</p> <p>＜全体＞</p> <p>・長野県においては、条例を制定すると県民運動が衰退するとか、冤罪を生むことを懸念しての反対意見がありますが、これは現実を知らない方々のご意見であり、特に女の子がいる親にとっては、これらの意見は承服しがたいものです。インターネットの普及により、いつも簡単に見ず知らずの人とつながってしまう、匿名性が犯罪に対する罪悪感を薄いものにしてしまうなど、以前では想像がつかない現状があります。家庭での教育や親のしつけの問題も確かにありますが、それだけでは片づけられない、社会全体で取り組まなければならぬ問題です。現状の対策の延長では、子どもを性被害から守ることはできないし、県民運動での意識化や対応も対策の両輪ですが、その高まりを待っていられない現状が、児童虐待や悩み相談からも浮き彫りになっています。加害者からは、「性行為やわいせつ行為に対して減るものではない。」という言葉を聞きます。これは加害者側の身勝手な論理であり、被害者側にとっては、一生心に深い傷と負い目、後悔、絶望、自己否定感などを背負っていかなければならないのです。小学校高学年からの性教育や命の大切さ、快樂優先にならずに人を人として大切に扱うことの教育を充実することとともに、それがわからない人には、罰則での規制も必要だと考えます。</p>

		<ul style="list-style-type: none">・子供の成長が著しい昨今、心と体が伴わない危うい年齢でありながら性に興味を抱き、性行為事態軽々しく考え性行為を受け入れてしまう子供たちが増えているように思われます。ある一定の年齢に達し、改めて性行為について考えた時、自分の犯した行為について悩み苦しみ一生後悔し、人生を台無しにする事も往々にあるかと思います。条例の中には、性交渉の部分には、罰則なしとありますが性行為を教える見せる行為なども他県では、罰則規定がありますので、罰則規定にした方が良いと思います。・長野県条例では、用語の精査や定義を他県より明確にしている点では、評価できます。予防と被害者支援の項目を入れた点もある程度評価できますが、表面上のものにしか感じられません。もう少し具体性がほしいです。また、他県に比べて罰則規定が緩すぎるように思います。他県では罰則ありの「わいせつな行為をさせる」「性行為、わいせつな行為を見せ、教える」について、条例モデルで罰則なしは、被害者の身体的、精神的、人としての尊厳を考えると、いかがなものかと思います。「他県の条例と基本的に同様であるが、ただし、とどめる行為のうち、子どもが自ら帰宅を拒む場合は規制対象外」は、条例の抜け道になるのではないか、対象外とするだけでなく「保護し、相談等の支援を行う」までの記載が必要と考えます。・子どもの性被害は大変深刻な問題であり、PTSD等精神疾患の原因になることが多い。条例をつくることも良いが、子ども自身が、心から自分自身を大切にする気持ちが大切。自尊心や自己肯定感を小さいころから育むことができる信州の教育に期待したい。それにはCAP等のプログラム教育、課外活動、実体験、人との交流、芸術や文化に触れることなどが有効ではないでしょうか。・加害者とみなされる人（大人）への対応についても慎重に検討してほしい。とりわけ、こうした性被害においては、被害者と思われる子どもの感情的な言動により、事実以上の加害行動を疑われるという冤罪的ケースが発生しやすいと思われます。警察現場においても、広く人権教育の場を整備していただきたい。取り調べの可視化という現代的課題もあります。
--	--	---

			<p>の醸成なくして性教育はあり得ない。よってCAP等の子どもの教育プログラムを各年齢にあわせて長野県の義務教育の中で徹底的に実施して欲しい。</p> <p>＜被害者支援項目＞</p> <ul style="list-style-type: none">・そもそも被害を受けたと声に出すことができるのかどうかと疑問である。被害を受けたことを勇気を持って打ち明けられる人がいるか。日頃からの関係性や信頼できる大人が必要である。またそれを受け止められる社会の器を大人が作るべきと考えます。・傷つきやすい子どもの心は、だれにも相談できないという性被害という思いで大きく傷つく。適切な支援者の組織的育成が不可欠と思います。女子のみならず、男子性被害者への支援対策としての研修体制の整備は必要と考えます。 <p>＜規制項目について＞</p> <ul style="list-style-type: none">・夜間外出規制には、家族間の日常的なつながり、コミュニケーションが必要と考えます。親がいても、保護者としてではなく単なる大人であっては、家族は形成されません。規制対応として、夜間徘徊の子どもたちへの外出制限が、法律を盾にしたものであっては、効果がないと考えます。ましてや、他人の帰宅を促す行為などは、きわめて高いリスクをもたらします。「帰宅」声かけ運動においては、集団として、かつ地域ぐるみの取組が継続的に行われること、また、こうした取り組みは、取締ではなく、一般家庭の保護者の参加はもちろん、学校関係者の参加も促すものでなければ効果はないと思います。
--	--	--	---

38	助産師会	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の可否について賛成。 ・性加害者もしてはいけないと悩んでおり、更生のための治療が必要であり、医療関係者の育成や環境整備が必要。 ・虐待の連鎖などをみると、妊娠中から乳幼児期の愛着形成に家庭内の環境、親子関係が重要。 ・中学生が妊娠し、寄付で墮胎している例もある。 ・性に関する指導の学習内容の範囲について、対象年齢を引き下げてほしい。 ・深夜外出制限の規制対象外とする理由は、子どもの安全の確保をした上で認めるべき。 ・地域全体が顔見知りであれば地域の安全は守ことができ、「安全の家」の取組や「信州あいさつ運動」は大切。 ・これまで長野県に条例がなかったのが疑問。 ・被害者支援について、二次被害防止、心身及び経済的負担の軽減・解消より、さらに包括的な支援が必要。 ・大人に対する性教育は、必要な大人にどう伝えるかが大切。 ・外部講師として学校で性教育することがあるが、「妊娠の成立から話して」と言われる。性行為を教えずに、「まずは教育で」というのはおかしい。 ・性教育は欧米と比べ遅れている。学校での規制はないと聞くが、現場は委縮している。 ・「知的障がい」を保護し難いのは残念。 ・罰則規定については生ぬるい感がある。 ・周辺行為について、子どもにわいせつな行為をさせることを罰則なしとしているが、させてもいいと思って、怖い。歯止めにならない。
		ランチタイムミーティング		<ul style="list-style-type: none"> ・会の意見ではなく県民運動と両輪でやっていくべきと個人的に思う。加害者の更生が語られていない。加害者の心理学的医療もサポートできる体制、相談できるところも必要。生まれてきた命を大切にする、他の命も大切という道徳が大切。この機会に県民運動を知り、運動していただければ。 ・各地域を助産師が回って性について話をした時代があった。コンドームの使用率も高く、皆さん理解をした時期があった。今はそういうことが無くなり、みんなが性について理解を深めることが大事。 これも含めて条例も平行してやっていけたらよい。
39	私立中学校高等学校協会	個別聴取	□	<p>団体としての意見は述べれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長の立場としては賛成(以下会長意見)。 ・ある程度の規制は必要である。県民運動のみでは対応できない時代となってしまった。 ・条例ができたからと言って安心していてはいけないので、県民運動も活発にしていく必要はある。しかし、地域での繋がりが希薄になり、県民運動を活発にしていくのが大変なのではないか。条例と県民運動は是非両輪で願いたい。
40	信州教育再興会	個別聴取	☆	「子どもを性被害から守るための条例」に関する意見書 【条例のモデル報告書に関して】

ツワーク		<p>① 評価できる箇所</p> <p>賛否両論ある中で、具体的なモデルを示すために4人の専門家が6回の検討会をした結果出された報告書であるだけに、細かく検討され、説得力のある内容になっている。中でも、他県にはない「大人の責任」を明記した事は意義深い事と考える。また、他県にはなかった「予防」や「被害者支援」を盛り込んだ事も良い点である。</p> <p>② 要望したい箇所</p> <p>1) 条例文の修正</p> <p>条例のモデル報告書【座長整理案の考え方】の中に『県警で公表した17事例中、2事例を除き「威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行った」に該当する可能性が高い。』と書かれているが、除かれた2事例に共通する内容は、いづれも子どもに被害者意識がなく、本人もそれなりの了解の上で性行為がなされたと見なされ、除外されているようである。</p> <p>しかし、この除外された2事例は決して安易に見過ごして良い内容ではない。というのは、ここが“抜け道”となってしまう恐れがあるからである。</p> <p>よく、真摯な恋愛まで処罰すべきではないとの主張が条例制定反対者から成されるが、問題は“真摯”という言葉の意味が曖昧である事である。</p> <p>悪賢い大人は、容易に子どもを“その気”にさせて、あたかも真摯に恋愛していると思い込ませる事に長けていいる。そして両者合意の下に性関係を結んだのだから、何ら罪に問われる事はないと言い逃れる道を作ってしまうことがある。</p> <p>私の親友の娘（高校2年）が、妻子ある部活の教師に「君を特別に愛している」と言葉巧みに誘惑され、自宅に招き性行為をさせられた。予期せぬ行為に、最初はショックを受けたが、付き合いを継続しながら何度も行為を繰り返す内に、その教師が好きになってしまった。驚いた親が教師に文句を言いに行こうとしたが、その娘は「そんな事をしたら自殺する」と言い出し、親は断念。校長に相談に行つたが、校長は本人問題として何も対応してくれなかった。親子でじっくり話し合った結果、その娘は転校して、教師との縁を切った。しかし、親子関係や本人の心の傷は癒えてはいない。</p> <p>こういう事例は他にも充分ありえることではないだろうか？丸子でのタウンミーティングの時に、花岡利夫東御市長さんが「条例を作ることで、加害者と被害者が明確に区別される。今まで被害者であるにも拘らず、自分が悪かったと苦しんでいる子供たちがいると」と言っていたが、その通りであり、そのような悪賢い大人を処罰し、そういう行為をやめさせなければならないと思う。</p> <p>同タウンミーティングの際に、県のサポート課の課長さんが「妻子ある先生が、生徒と性関係を結んでも、他県では罰せられるが、本モデルによれば長野県では罰せられない」と言われたが、その理由は、処罰規定に該当しない性行為、即ち真摯な恋愛との判断からであろうか？</p>
------	--	--

課長ははっきりと「妻子ある教師」と言わされた。妻子ある教師が生徒との真摯な恋愛をしていると認めるということは、教師の不倫を容認する事であり、まさに“真摯”とは何ぞやと強い疑問を抱かずにはおれない。恐らくこの点に関しては、県民のアンケートを取ったら不倫教師の行為を容認する声は少数派に違いない。少なくとも教師を夫に持つ妻達は一人として容認しないであろう。

また、そこまで悪賢くなくても、事例2にあるように、大人が遊びのつもりで誘い、相手の子供も遊びのつもりで行為に応じた場合は、処罰対象にならないのか？そんな例は最近の世相では、日常茶飯事のようにあるのではないだろうか？それに対する歯止めになる条例でなければ効果が薄いと言わざるを得ない。

上記のような“抜け道”が出来てしまった原因は、最高裁判所が「淫行」を解釈した文章の中から「誘惑」「心身の未成熟に乘じた不当な手段」という言葉を削除し、また「単に自己の性的欲望を満足させる為」も削除し、また「淫行」そのものの言葉まで削除してしまった為であると思われる。

やはり、最高裁判所が規定した通りにすれば、私の親友の娘の場合も、教師は罰せられた可能性が高い。教師は決して「威迫」も「欺き」も「困惑」もさせないで、見事目的を果たして平気なのである。その教師の過去やその後どのような生活をしているのかは知らないが、恐らく同じような“餌食”になっている子は何人もいるのではないかと憤りを覚える。勿論、罰したいが為に条例制定を望むのではなく、未然防止・拡大防止の為である。

「“淫行”という言葉から一般人が最高裁判所が示す内容を読み取ることは困難」という最高裁判決に対する反対意見を理由にして、上記の言葉を省いてしまったことは大変な欠陥である。「権力の介入や恣意的な運用による自由な恋愛の阻害や国民の行動が規制される恐れ」という文章も考え過ぎ（被害妄想）だと思うが、その心配ゆえに処罰を曖昧にしてはならないと思う。その心配への対策の為に「適応上の注意」に関する規定（濫用防止規定）をわざわざ設けているのではないか。

●結論：他の40都道県の条例に記載されているのと同様に、「淫行」又は「淫らな性行為」と表現（罰則あり）するか、「淫行」が曖昧な表現だと言うならば、最高裁判決の解釈をそのまま表現して欲しい。

2) 性教育についての懸念事項

丸子でのタウンミーティングでは、申し合わせたかのように“性教育の充実”を訴える声が大きかった。知事もその声を真摯に捉えたいと言われていたようだ。

確かに、大人からの悪しき性行為を自らの判断で拒否できるようにしっかりと性教育をする事は極めて重要である。その為にも、条例で性行為に関しての善惡觀を明確に教える事が有効である。それは子どもの性被害防止に留まらず、将来大人となった時に性加害者にならない為にも重要である。

故に、小さい頃から行う性教育に関しても、明確に善惡觀を身に付ける事のできる内容であるべきである。では、現在の性教育は、善惡觀を充分に踏まえて成されているだろうか？善惡觀、あるいは道徳性を充分に踏まえた性教育でなければ、却って悪しき結果をもたらす事もありうる。かつて、所謂“過激な性教育”“性器教育”等と呼ば

			<p>れて、批判を浴びた事もある。2002年5月頃から全国的に配布された「思春期のためのラブ&ボディBOOK」(財団法人母子衛生研究会作成)が「中学生の性行為を助長している」「避妊具のリスクを教えてない」「性行為をすることに対する責任(子供をつくる行為に対する責任)が本から感じられない」と国会で問題点が指摘されて、絶版・回収となったと言う事実もある。</p> <p>性教育推進を主張する人々が良く口にする「子供の性的自己決定権」という概念も慎重に吟味すべき概念である。心身ともに成熟した大人であれば、自分の性をどう使用するかの自己決定権は納得できるものだが、まだ未熟な青少年に性の自己決定権などという概念が吹き込まれたら、それこそ、誤った性関係を選択し、性被害に遭う可能性を増大させてしまう危険性があると考える。</p> <p>●結論：予防策としての性教育を進める際には、道徳性(善悪観)を充分に踏まえた教育を推進すべきである。却って性行為を助長したり、性行為を軽んじるような教育はすべきではない。</p> <p>3) 条例制定は子どもを性被害から守る為に、ぜひとも必要な事である。上記のような要望はあるが、今まで長きに亘って性被害から子どもを守る条例が長野県にはなかったことを考えると、今提示されているモデルのままであっても、ともかく条例制定が成される事は大きな前進と考える。</p> <p>本年2月6日の県知事への要望書にも記載したが、平成11年に道路交通法を改正して運転中の携帯電話、カーナビの使用禁止(罰則付き)とした結果、警察庁交通局資料の平成11年12月の報告書の中に<施行後1か月間の携帯電話、カーナビゲーション装置等の使用に係る人身交通事故の発生件数は激減した>とあるように、罰則を伴う条例制定は効果が大きいのである。まさに、県民運動との車の両輪となって性被害が激減する事を期待できる。</p> <p>● 結論：県知事および県民文化部次世代サポート課には、自信を持って条例制定を推進して下さるよう、強く要望したい。</p> <p>今まで長い間、県民運動して来た歴史も踏まえ、慎重に県民の意見を聞き、賛成反対側の代表の専門家も集めて条例モデルまで作成した上で、さらに広く県民の声を聞いてから県議会に条例案を提出しようとする県の姿勢は充分評価されるべきと考える。決して県民運動と条例制定は二者択一ではなく、補完しあう関係である事を最後まで丁寧に説明して、子どもを性被害から守るためにはどうしても条例が必要であることを確信を持って粘り強く主張し、ぜひ条例制定に漕ぎ着けて頂きたい。</p>
4)	須坂市児童青少年総合対策本部	個別聴取	△

				<ul style="list-style-type: none"> ・教える、見せる、させるも罰則があつてしかるべき。立法事実が無いとのことだが、決して無いとは言えない。 罰則があつてあたりまえ、罰則なしとした理由が率直に言って理解できない。 ・条例に賛成の立場で、子どもを守るための手段は多い方が良い。新しいものがあれば、守るための手段として取り入れたい。時代が大きく様変わりしている。
42	性教育研究会	ランタイムミーティング	☆	<ul style="list-style-type: none"> 条例がないことによって、被害者はみな自分が悪いと思わざるを得ない。何処にも訴えられない。誰からも支援が受けられず、自分で解決しないという現状。全国的に注目されている。「守るつもりがあったのか」、「これから守るつもりがあるのか。」が問われている。条例を作らないならそれに代わる体制、誇れる何かを。長野県として、これがあるんだと言えるものを。
43	精神科病院協会	個別聴取	△	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜出歩くと、乳児や幼児を連れて若い保護者がコンビニにいるのを見かける。将来、その子ども達が成長し、大きくなった時に、事例のような性被害を受けた彼ら、彼女らは性被害を受けたという自覚を持ち得るんだろうかと疑問。 ・子どもを性被害から守ろうという強い思いを感じた。
44	セーフネット総合研究所	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定は必要であるが、このモデルでは、性行為の処罰規定を限定しすぎてしまい、抜け穴ができてしまっている。これでは守れるものも守れず、これで本当に子どもを守れるのか不安。 このモデルは、現場を知らない法律家が作ったため、恣意的運用などの批判をかわすために絞り込みすぎた感が強く、警察が捜査できる範囲が狭められ、精神的未発達の子ども等は守れず、机上の空論。 現場を知っている者の意見をもっと聞き、審議しながらやるべきであった。 ・モデルを示して検討するのであれば、もっと厳しいモデルを示し、外に対して、抑止するために厳しい規制をかけたと発信した上で、賛否を議論してもよいのではないか。初めから弱いモデルを示すのはどうか。 ・全国で淫行条例と呼ばれる条例が一斉に制定された当時より、事態は深刻になっているのだから、最後に作るのであれば、各都道府県で作られた条例よりもっと、今の現状を認識して、最も重い刑罰、厳しい規制にすべき。 ・この条例ができても犯罪は減らないと言う人もいるが、明らかな犯罪者もいるが、多くは「このくらいなら」と考えている。言葉は悪いが、「なめている」と言ってもよい。 これを排除するために条例は効果があるが、この条例では弱すぎて抑止にならない。捕まえるための罰則ではなく、抑止するための罰則ととらえるべき。 ・インターネットの規制は実質的に不可能だが、販売者に対する規制等を含め規制すべき。取り締まりの観点ではなく、県民意識を高めるために入れるべき。 ・条例を作りましたで終わらせず、予防、被害者支援にもしっかりと取り組んでいただきたい。
45	チャイルドライン推進協議会	個別聴取	△	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の可否について、賛成、反対にこだわらないが、作るのであれば、47番目ではなく、21世紀型の新たな視点を持った条例を。 条例の賛否

				<p>条例を作ったからと言って、性犯罪が無くなる訳ではない。多少の抑止効果はあると思うが、劇的に改善されることはないと思う。作りたいなら作ればよい。賛成でも反対でもない。しかし、もし作るならば予防、防止策を具体的に。</p> <p>インターネットについて</p> <p>条例の議論よりもインターネットの規制が先。</p> <p>ネットにどう向き合うのか、どうすれば性被害を予防でき、啓発できるか、具体的にしておく必要がある。子どもを守るためにには、予算が必要。本当に予防するために教育現場でどうするか。福岡県では、県が予算を出し有料のメディアインストラクターに依頼し、小中高校でメディアの授業をしている。こういったことに予算付けをすれば知事が本気で子どもを守ろうとしていると分かる。無料の業者では、適正に使いなさいと利用促進しているだけ、きちんとしたところに依頼をして学ばせることが必要。</p> <p>深夜外出について</p> <p>性被害の多くは一人親、貧困、親の深夜労働等の要因がからんでおり、その子をケアするシステムが必要。貧しい子に豊かな食事を与える子ども食堂のような地域の力を生かす取り組みも検討願いたい。</p> <p>全般意見</p> <p>何十年も議論していることをやろうと言うのだから、ものすごいエネルギーが必要。条例を 47 番目でなく、新たな輝きを持った 21 世紀型の条例作りをしないといけない。性被害の誘因の原因はネット社会と貧困の 2 つだと考える。この辺に焦点を当てて施策と条文を作ってもらいたい。</p> <p>予防教育と書いてあるが、子どもに力をつけないといけないし、母親の意識も低い。学校教育の前の段階で考えていいかないといけない。現場では何が起こっているのか、それにどうすれば対応できるのかをきちんと見据え、ネットの問題だけでなく、貧困の問題などにもきちんと視野を持って、条例の中に何を盛り込んで何をやっていくかをしっかり話し合ってもらいたい。</p> <p>深夜外出で川崎や寝屋川の事件があったが、川崎市は全国で初めて子どもの権利条例を作ったのに、学校で教えていない。何のために作ったのか、大人の自己満足、知事の自己満足で終わらせないように、学校教育の現場でもしっかりと教えていく必要がある。</p>
46	特別支援学校校長会	個別聴取	—	非公開
47	ながの子どもを虐待から守	個別聴取	△	性被害の対応の充実については必要である。

	る会			
48	2030 み らいへ のプロジ ェクト	個別聴取	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の可否について、賛成。 ・立法事実というが、条例が先行しなければ防御にならない。将来出てくる可能性がある。 ・長野県だけどうして条例がないのかが疑問。県民運動では対応できない。性被害を受けた子どもへの影響は重大で、厳罰化を求める。 ・相談できる場所、電話番号などがわかるようしてほしい。適切な性教育等の知識啓発を行ってほしい。 ・条例は早期に制定してほしい。 ・条例制定してほしい。教育に頼るだけでは難しい。また、深夜や土日では県民運動、行政に頼れない。 ・子ども達はインターネットからの情報のみを得て、正しい性の知識がない。条例のモデルにある、性被害から自己を守るために正しい知識に基づいて自立的に行動することが大事。条例を制定するのであれば、正しい性教育も行うべき。全国 47 番目一番最後の条例でなく、一番新しい条例にしてほしい。 ・県民に広く周知するために、立看板などで分かりやすく周知したらどうか。
49	“人間 と性”教 育研究 協議会 長野サー クル	個別聴取	×	<p>条例制定の可否について、反対。</p> <p>子どもの尊厳に関し、警察が出てくると自分の行いによって大人が捕まったと自分を責める子も出る。警察より児童センター等が主体となるべきで、警察が主体では危険。</p> <p>モデルでは、守るためと言いながら罰則規制の方が大きい。</p> <p>性教育を充実させていかないと子どもを性被害から守ることはできない。</p> <p>条例のモデルに子どもに対する性教育が入っていない。性教育を充実し、正しい理解をつけさせないと。条例に「性教育」とくくりをつけるべき。</p> <p>教育はあるが、子どもと保護者に限定しない方が良い。みんなに幅広く理解を。</p> <p>加害者について、広い意味でそこに陥る問題を持つ人である。加害者イコール悪い人との構図がある。被害者のみならず加害者教育も。</p> <p>子どもを守るために大人側だけでなく、子どもにも力をつけないといけない。性教育が足りない。</p> <p>現に性犯罪を犯した人と交流しているが、その方が、性犯罪は衝動的に行うものであり、モデルには、犯人をどう更生させるのかが明らかでない。加害者に対する法整備が必要。</p> <p>被害者に繰り返し事実確認をし、質問することの負担について、録画等で行い、裁判等で証言しなくてもいいように明記すべき。</p> <p>加害者は元被害者である。暴力を受けたものは後で暴力が出てくる、弱いものから力づくとなるが、こういった議論はもっと息の長いものであり、向こう何十年も追跡調査をしていくべきもの。簡単に条例を作らないでもら</p>

		<p>いたい。やればとおるだろうと言うのは安易な考え方。</p> <p>被害を受けた人の相談で、女性センターがあるが、センターでは次につなげるところがないと言っている。また、こここの職員も職安募集であり専門的でない。トータル的に力を持っている人を当てもらいたい。</p> <p>モデル検討会等の人選に偏りがある。もっと大きな枠組みでやるべき、小さな枠組みでしかない。暴力の連鎖については、虐待から加害者となる。少子化の問題にもつながる問題であり、視野をもっと広くしてもらいたい。</p> <p>モデルの予防、支援は必要なことだが、どういう支援体制を行うのか見えない。</p> <p>性教育を幼稚園の段階からしっかりと教え、加害者にも、被害者にもならないような取り組みが必要であるほか、現在、町の保健室で行っているような子どもの居場所を県で作ってもらいたい。</p> <p>条例を作る作らないという小さな枠組みではなく、もっと大きな枠組みで物事を考えている。私たちは性教育が必要と言う立場で県教委とも闘っているが、性教育が過激だと言う意見に押されている。次世代サポート課と県教委でもっと連携してもらいたい。条例を作る作らないはその後の話。</p> <p>モデルありきであり、これからどうするかが大切。条例のモデルだけ持ってこられても意味がない。実質が伴っていない。子どもを性被害からどう救うのか県民の意識のレベルアップを図ってもらいたい。</p> <p>人の持っている権利とは何か。知る権利もあれば知らなければいけない義務もある。加害者は知らなかつたではなく、知る義務がある。私たちは性被害の教育について圧力を受けてきたが、性教育に重きを置くべきであり、これをしっかりと踏まえて条例を作成しないといけない。人の権利とはなにか、単純ではなく、もっと深いものである。今のモデルでは何をしようとしているのか分からぬ。人権についてしっかりと取り組んでいますと言う姿勢がないといけない。</p> <p>スクールハラスメントについて、しっかりと取り締まれるようなものであれば賛成してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する学習から子どもが力をつけることが必要で、これを守るために条例は作らない。加害者から、性犯罪を起こすのは衝動的が多く、罰を受けることには至らない。性犯罪の抑止、再犯の防止等は厳罰では難しい。医療的サポート、治療勧告等が必要と聞いた。女子大生は、話し合いのできない子が多い。学校の中で討論する時間が欲しかったと言っていた。性教育の充実が必要。 ・子どもの性被害の実態の中でインターネットもあるが、その前に上下関係がある場所、例えば学校とか塾とかスポーツの場でスクールセクハラがあり得る。 <p>学校だけで無く、いろんなところで子ども達にこれっておかしいんだよって、貴方はこれで声だしていいんだよと言うのが一番大事なところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者とやり取りをする中で、「性被害は再犯率が高い。加害者は他者との人間関係を作るスキルが不足している。加害者を罰するのではなく、認知行動療法や薬物療法等によって構成させることが必要。つまり被害者支援が重要で加害者対策は厳罰に処すればよいという考えは誤り。大切なのは性暴力の加害者を確実に治療のルートに乗せること。そのため行政として加害者に対し治療を勧告できるようにするとともに治療体制を整理すること。加
	ランチタイムミーティング	

			害者を出さないことが被害者を出さないことにもつながると言う視点を見落とさないでもらいたい。」と言うものが来た。そういう人もいるので治療を考えてもらいたい。
50	犯罪被害者支援センター	個別聴取 ☆	<p>条例制定の可否について、賛成。</p> <p>条例について</p> <p>本当は条例なんてない方が良い。モラルで対応すべき社会が理想。しかし、残念ながらそういう時代ではなくなつてきている。条例ができれば、被害を受けた子どもたちは相談しやすくなるのではないかと思う。条例を読んでみて、子供に対して優しい視点のモデルを感じた。冤罪を生む心配はまぬがれないが、その点は最大限考慮すべきだと思う。しかし、性犯罪をなくし、子どもを守るためにには、条例をつくり市民活動と併用すべきだと思う。</p> <p>今までの取組み、被害者について</p> <p>私はこういった支援等がない時代から相談を担当してきた。特に親から性被害を受けたような子は、大きくなつてから反発が出る。人生をむちゃくちゃにされた家族を見ている。本当に性被害は悲惨である。今まででは条例がなくとも青少年の健全育成が図られてきたが、現在は、様々な事情により時代が変わってきている。ただ、こういう性被害は今に始まったことではなく、目に見えないところであったのではないか。支援センター等躊躇なく相談できる環境をこの条例で後押しできる。</p> <p>性被害について</p> <p>大人、しかも女性から「女の子が悪い」とか「男のサガだから」等と言うことを聞くと強い憤りを感じる。加害行為は100%いけないことと大人に分らせないといけない。その子の人生を大きく狂わせると声を高く言わないと。</p> <p>県民運動について</p> <p>県民運動が停滞しており、復活させて強くし両輪で行きたいと言うが、そのとおり同感である。県民運動も当然必要であるが、情報化時代で県民運動ではどうにもならない時代。条例があることにより相談しやすくなる。</p>
51	弁護士会	個別聴取 —	非公開
52	まちかど保健室	個別聴取 ×	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の可否について、条例を作らないといけないということが理解できない。具体的な提案が欲しい。 ・条例のモデルでは「性教育の充実」が記されていない。 ・今まで、子どもへの性暴力がどのように扱われてきたのか、（被害を受けた子どもに対して、大人たちがきちんと向き合ってきたのか）具体的に一つ一つを検討する必要があると思う。性被害を受けるような服装をしていたのが悪いとか、ジェンダーの問題にもつながるが、そうしたことを論じている間は子どもを性被害から守れない。

				・自分の性は自分で守る力を付けることが大事で、早いうちに正しい性教育が必要。条例ができたとしても絵に描いた餅になる。
53	臨床心理士会	個別聴取 ランタイムミーティング	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>現時点では、性被害の現状をより多くの県民に知っていただきたいと考えている。</p> <p>・タウンミーティングにも参加したが、来ない人にどう伝えるか。周知に力を入れ条例化へ。17事例中、加害者が無職もある。加害者になったなりの理由がある。そういうところにも教育を。学校での性教育は難しく、家庭でも困難、県民運動などでの支援が必要。悪いと分かっていない人もいる。条例という形で明確なルール作りがあれば予防につながる。</p> <p>・被害者は、自分がこんなに辛い思いをしているのに、行為をした人はのうのうと普通に生きているのが許せないというところから回復もなかなかできない。これから先の人生を、とはならず、そのまま止まっている方たちが多い。そういうことで条例は必要。このこととセットで是非県民運動も進めていきたい。</p>

県政タウンミーティングにおける主な発言(H27.1.8:松本会場)

参加者約 75 名

③県民運動を強化すれば条例は必要ないという意見もあるが、県民運動とは何か？

- ・包括的な条例が欲しいが、その中で性被害防止を第一歩としたい。
- ・有害図書はいまだにある。条例ないため撤去の活動ができない。
- ・県民運動が時代に合わなくなってきた。
- ・スマホに県民運動はかかわれない、県民運動に力はない。
- ・地域が自主的に子どもを守ろうと言う活動はしている。運動と条例を比べる必要はない。
- ・子どもを知ることから育成が始まる。条例と一緒に運動を。

④どういう運動、活動をしていけばいいと考えるか？

- ・田舎では何処の家の子か分かる。地域の成り立ちが無くなっている。まちづくりとは地域が成り立つということ。
- ・3パワーというが、同じ方向に向かっていない。あいさつ運動など無視の人もいてさみしいところ。
- ・有害自販機について、地元の人は説得できたが、県外の人のものは撤去できずにいる。10数年前のことだが、条例があればよかった。

⑤条例の必要性についてどう考えるか？

- ・性被害から子どもを守るには県民運動だけでは生ぬるい。手遅れ。本当にいけないのは何か、自分を守るには等を明確にして踏み込んだ議論を。子どもを守るべきものを作りたい。
- ・ネットの悪用、大人のモラルの低下が叫ばれており、県民運動だけでは無理。ネットのやり取りに大人が干渉できない。県民運動を後押しするような条例を。辛い思いをしている子どもがいることを理解してほしい。
- ・淫行条例の議論は上がるが、性教育はない。県は本気ではない。処罰を重くしても決め手にはならない。子ども同士に条例は無力。性教育をやって初めて条例。条例化に反対。
- ・最前線の実態を知っているか。きれいごとでは子どもを守れない。スマホ等の普及で待ったなし、後悔なしの対策を。
- ・青少年センターにも参加していきたい。県民会議を活発に。条例はサイドブレーキ的な役割がある。
- ・未だに誘惑する服装をしているのが悪いという。性教育なしでは駄目。ノー、嫌だとしっかり身につけること。罰則と抑止の関係で条例は効果があるのか。一人ひとりが大切と思う倫理と道徳を教えてほしい。

県政タウンミーティングにおける主な発言 (H27.11.14 : 上田会場)

参加者約 145 名

◎自由発言

- ・条例モデルの中に「性教育」という文言を入れてほしい。性器、性交を教えない性教育は心配。
- ・教育委員会とどのように連携しているか教えてほしい。
- ・専門委員会報告書では「性教育の充実」が明記されていたが、条例モデルではなく、どのように性教育をやっていくのか見えてこない。県民運動でやっていこう、保護者、助産師、CAPなどからやっていこうとあるが、学校からの取組はでてこない。性教育に意欲的に取組んでみたいという教員を育ててほしい。「どうしたら妊娠するのか」といった適切な性教育が必要。「性に関する指導の手引き」は参考になるが、活用する人は少ない。多くの教員は性教育を受けていない。
- ・大人自身が学び直しする必要ある。刑罰でなく教育で解決すべき。
- ・若者は自分の意見を表に出せない。自分の意見が言えないから、ましてや性に関する発言できな言える場所、話し合える場所を増やしあほしい。他の人と意見を共有することで正しいことが判る。
- ・悪さを企む者にどう対応するかが欠けている。地域で研修などやっても参加するのは役員だけ。
県民運動の限界を感じる。現在も長野県は安全地帯と考えている悪意のある者がいるかも。抑止手段として条例制定を望む。
- ・県民運動は有害自販機の撤去に大きな成果を上げてきたとあるが、県民運動のみでは困難なことは4市の条例制定が物語る。インターネットの普及という社会環境の変化も要因。性被害防止に特化した条例より包括的な条例を作ってほしい。全国で一番最後でなく、一番厳しい条例を望む。
- ・条例賛成の立場から発言するが、性教育の大切さも痛感。県民総ぐるみの運動は聞いたところはいいが、考え直すべき。かつて地域にはエネルギーのある若者が多くいたが、今は激減。次代を担う青少年を育てるため、県民会議では青少年センター制度等検討した。議会も現場を知らなすぎる。あいさつ運動や警戒パトロールなど青少年への影響は僅かだがこれからも続けていく。良識あるべき大人が子どもを被害者にしている。なぜ今まで気付かなかったか。
- ・教員と生徒が関係を持ったとしても長野では罰せられない。教育県といつても教員の犯罪多い。
いけないことはいけないと罰則をつけた方がよい。
- ・性のことを語れる大人がいない。縛りだけ強めていく世の中になる懸念がある。
- ・性被害を受けるのは女の子であるという前提がある。女の子の主体性を奪うような恋愛を規制するのはいけない。
- ・上田市には条例がなく、敗北感を味わったこともある。包括的な条例を制定してほしい。
- ・性教育の重要さも感じたが、17事例を見てもインターネットを介したもののがほとんど。
- ・ネット上の書き込みを見て、母親として不安。長野県にはなぜ条例がないか疑問。知事が条例制定の意志を示したこと感謝。
- ・条例モデルは慎重に検討してもらい、限定的に構成要件を考えている。ただ、厳しくすればいいのか疑問。子どもが小さなうちから力を持つこと、人権意識や判断力が身につくよう地道にやっていくことが大事。
- ・厳罰の条例を望む。両輪より四輪。性教育も県民運動も必要。

- ・子どもが自立的に行動する力が弱くなっている。学校、家庭では限界があり、地域で何ができるか。子どもが存在を認めてもらえる場所、力を発揮できる場所が必要。成長に合わせた性教育が必要。寂しさがあると心の拠り所を求め被害に遭う子どももいる。
- ・抑止につながるのであれば条例制定も必要。家庭での指導だけでは心もとない。性教育の必要性を学んだ。
- ・学校現場では先生が多忙で、市民活動として性教育やネット教育を広めることが必要。青少年サポーター制度を条例の中に位置づけることが大事。条例制定の効果として、知事が代わったとしても安定的に行政運営ができるといつても、現実には（制度廃止など）起きている。これまでどの程度の団体と意見交換したのか。
- ・再犯防止は厳罰では対応できない。加害者に対する治療勧告など必要。深夜徘徊への指導ができても、徘徊する背景についての理解が大事。
- ・被害者が加害者と言われる現状がある。自分が悪かったと何年も悩む被害者がいる。東御市でも条例のみでは解決しないが、ネットリテラシー教育などの取組が進んだ。条例を作ったらそれで安心とは言えないが、やれることは何でもやろう、悪いことは悪いと言える社会が大事。

子どもの性被害から守る取組に関する意見交換会 (H27.12.19 飯山市公民館)

参加者 56 名

発言者	意 見 等
A	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の現場にいた当時、性教育を充実できなかったということを反省している。県教育委員会の性教育の手引きはあったが、当時、男性の性を語れる専門家も教員も少なかった。多いときで1割弱の生徒が性に関わる悩みや問題を抱えて相談していた。 ・加害者もきちんとした性教育を学ばせてもらえたかった被害者という面もある。 ・子どもは人間の第二次性徴については理解しているが、人間としての自分が、心を持っている相手と関わるのをどうしたらよいかということを学校で学ばせる機会はあまりない。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・他県では青少年保護育成条例を定めているが、なぜ長野県は制定しなかったのか。 ・これまで県民運動で対応してきたということだが、県民運動だけで対応ができるのかが疑問。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市でタウンミーティングが開かれたことはすばらしい。 ・10年、20年前の保健室からみる子どもの姿とは違っている。昔は派手な子が指導対象だったが、今は普通の子であったり、小学生でも性被害があるが公にはなっていない。 ・予防教育として性教育が大切。大人が本気で取組むことが必要。教育委員会作成の手引き書だけでは今の子どものニーズにはあっていない。小学校からきちんとした性教育を行うことが求められる。 ・関係機関が協力して「生き方教育」を行うべき。昔のCAPの取組みは非常に有意義。まちの保健室のような取組が広がってほしい。 ・条例制定には賛成。子どもに何が悪いのかをわからせなければいけない。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・県民運動と条例は車の両輪。 ・今回の条例モデルは冤罪防止にも配慮されている。条例はもっと踏み込んでもいいと思うが、モデルのような条例を定めるのは第1歩であり、運用状況等を踏まえて必要なら改正すればいい。
E	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生と高校生の孫がいるが遅く帰ってくるので心配。 ・(飯山市が行った)意見交換会の周知は小中学校だけでなく、高校生やその保護者にもしてほしかった。
F	<ul style="list-style-type: none"> ・県警の17事例についてもう少し説明いただけだと話がしやすくなるのではないか。 ・モデルのような条例があれば、夜出歩いている子どもにも声がかけやすくなる。子ども達もそうしたことで条例というものを認識していくことになる。

子どもの性被害から守る取組に関する意見交換会 (H28.1.9 駒ヶ根市役所大会議室)

参加者 24名

発言者	意見等
A	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定に賛成。現行法をすり抜け、条例がないために子どもが性被害に遭っても加害者が処罰されないという現状は見逃すわけにはいかない。条例ができれば一定の抑止効果が期待できる。 県民運動について県民の認識度が低い。 条例だけで子どもを性被害から守れるのかは疑問。性教育とか県民運動を再構築していくことが必要だと思う。 子どもに危機意識がない、子どもの貧困も原因。地域の身近な大人に相談できるように、子どもが心を開くよう、体験活動を行っていくことが必要。
B	<ul style="list-style-type: none"> 学校としては性教育がされているが、地域で性教育が行われていない。条例には賛成だが、性教育をどう進めていくかが示されていないので不安。犯罪者も教育を受ける機会がなくて、犯罪者になってしまうケースもあることから、地域で性教育を学ぶ必要がある。 条例は必要だが、子どもだけでなく大人も性教育を学ぶべき。
C	<ul style="list-style-type: none"> 駒ヶ根市では親向けに性教育の冊子を作成しており、小学生の保護者に配布されている。また、学校での性教育の研修会に保護者が参加するといった取組がされている。
D	<ul style="list-style-type: none"> 条例をつくることは問題ない。性加害者になりそうな人に条例を周知することが必要なので、高校を卒業する人に周知することや車の免許更新の条件にするなど、加害者にも被害者にもならないように徹底して条例の周知を行ってほしい。
E	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県の男女共同参画の委員をしている。条例制定には賛成だが、なぜ条例をすぐつくらないのか。性教育について、男女共同参画センターでやっているデートDV防止セミナーの講師もやっているがこういった取組も拾ってほしい。 子どもがノーと言えるためには自尊感情を高めることが必要だが、なかなか自尊感情を高めることが難しい。デートDVを防ぐためにも男の子や中学生等に理解していただくことが大切なので、そうした活動ができるよう予算措置を含めて支援を検討してほしい。
F	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の有害環境排除には市町村を越えた連携が効果をもたらしていた。以前は、地方事務所には青少年指導員が1名づつ配置されていたが、現在はいない。青少年センターは新たな県民運動の象徴的存在でもあり、連携した活躍が期待されることから、地方事務所単位に指導員を配置してほしい。 インターネットは急速に進歩しており、子どもの性被害に与える影響は大きくなっていることから、ネットにも規制が必要だと思う。

子どもの性被害から守る取組に関する意見交換会 (H28.1.9 諏訪市総合福祉センター)

参加者 39 人

発言者	意　見　等
A	・大人のモラルの低下が一番の問題。大人のモラルを向上させていくためには、罰則のある条例を定めるだけではなく、県民運動としてどのように大人のモラルを高めていくのかを検討していってほしい。
B	・淫行処罰条例は必要。条例が制定されれば、現行法では対応できない性犯罪の摘発が容易になると思う。
C	・この意見交換会は条例をつくる、つくらないということの話なのか、条例をつくることを前提とした方向性の意見交換なのか。 ・条例を制定したとすると、どの程度子どもの性被害が防げると考えているのか。
D	・条例のある県とない長野県との性被害の状況はどのようにになっているのか。
E	・長野県には淫行処罰条例がないことから子どもの性被害があっても加害者が不起訴になっている。やはり条例の中で処罰規定を設ければ抑止力になると思う。 ・全国で定められている青少年健全育成条例に条例モデルの淫行処罰規定を盛り込めばいいのであり、子どもの性被害だけに限らない、青少年健全育成全般を目的とする条例をつくってほしい。
F	・諏訪地域では青少年健全育成活動は停滞しており、保護者もその活動を理解をしていないため効果もでない状況となっている。こうした状況を開拓するためにも他県並の青少年健全育成条例をつくってほしい。
G	・子どもを取り巻くネット環境やモラル低下、親子や友達とのかかわりの状況を考えたときに、現状は放置できないと思う。こうした状況を考えれば、長野県においても淫行処罰条例を早急に定めることが必要。 ・学校で性教育を行う際の教材も子どもを性被害から守るためにインパクトのあるものを県でも作成すべき時期がきていると思う。
H	・本屋に行ってびっくりしたが、SEXをそのまま題材にした本が売られており、他にももっと青少年に有害な冊子が売られている。また、暴力的な描写も多く見受けられる。性被害防止も大切だが、もっと前の対策が大事だと思う。 ・女性は性的なものを考えておらず居場所がほしいと思っているだけなのに、男性はそういったことではなく性の対象とみているケースが見受けられる。
I	・自動販売機が全て撤去できたのは、何年もかけてやっと撤去したもの。以前も条例をつくってほしいと要望したが、県民運動で対応してほしいという一点張りだった。なぜ、今回、性被害に限ってだけ条例をつくることにしたのか。 ・性被害に着目して、被害の後追いをするような条例ではなく、全国で最後につくるなら、性被害に限らない、もっと攻める条例をつくってほしい。
J	・包括的・網羅的な青少年健全育成条例をつくってほしい。現在、一部の県議や報道が原因でこうした条例ができる状況になっている。 ・性被害に特化した条例ではあるが、ひとまず条例制定をしてその後一歩進むということでいいのではないかと思っている。
K	・本来なら、包括的・網羅的な青少年健全育成条例をつくってほしいが、県が性被害の条例モデルを作成するまでの経過も承知している。子

	<p>どもを守っていくために、早くこの条例を制定してもらって施行してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育、性教育についてはだれでもが反対するものではなく、やってほしいと思っているもの。 ・情報化社会において、子どもを性被害から守るためには条例制定を行うかどうかを早く決めなければならないという中で条例は必要だと思う。 ・県民運動でやっていくということであれば、大人のモラル向上に取り組むことが必要であり、この県民運動を担保するために子どもに性被害を与える大人を絶対許さないという姿勢では非、条例を制定してほしい。
L	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年頃から青少年健全育成条例をつくってほしいと要望してきたが、時代の変革が激しくなったことで県でもやっと対応を考えるということになってきたのだと思う。 ・時代のニーズにあわせて条例を改正してもらうことができるので、県はまず条例を定めてほしい。。 ・有害図書以上に、インターネット上は性の情報が溢れしており、学校や家庭で子どもが適正に使えるようにしていくことが大切。
G	<ul style="list-style-type: none"> ・国として一律の基準があつてしかるべきであり、条例で対応するというのは国の怠慢。都道府県毎に対応が異なるといった性格のものではないはず。 ・必要ということであれば、長野県に条例がないのは不思議。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から検討しているのに、未だに意見交換というのは時間がかかりすぎている。 ・子どもを持っている親としてみればなるべく早く決めてもらいたい。子ども達が安全に生活できる環境ができれば条例であろうと県民運動だろうと構わないので方向性を出してほしい。 ・子どものためにという大前提にたって議論を進めていっていただきたい。
H	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する情報が溢れている時代だからこそ、どうしたら性被害が防止できるか世の中全体で考えないといけない。

子どもの性被害から守る取組に関する意見交換会 (H28.1.15 大町市 サン・アルプス大町大会議室)

参加者 56名

発言者	意　　見　　等
A	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の性被害が増えているといっているが、県警の17事例だけではなく、具体的な数字等も公表した方が県民が必要性を理解できるではないか。こうした課題に対応するには、学校・警察等と連携していくことが必要だと思う。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則規定の強化ではなく、性被害の加害者にも被害者にもならないために性教育の充実が必要であり、条例には性教育の充実を盛り込んでほしい。 ・保護者もこれまで性教育を学んでいないので、子どもだけでなく、保護者にも性教育を学んでほしい。 ・子どもが性交を自己決定できるようにするためにも性教育をしていかなければならない。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の同僚からの意見だが、

	性被害は現代社会の暗の部分として明らかにできない状況の中で、相談内容の解決も難しい。そういった中で、最低限守らなければならぬ条例があることにより被害者の泣き寝入りがなくなればよいと思う。声高に被害事実を公開できない事件なので、少しでも当事者を救えることになればうれしい限りである。
D	<ul style="list-style-type: none"> ここまで意見交換を続けているのは、条例制定について賛否両論があるのだと思うが、条例制定に反対する意見は具体的にどのような内容なのか教えてほしい。
E	<ul style="list-style-type: none"> 昨年、長野県子ども会育成連絡協議会理事会で条例について議論した。長野県は条例なしに県民運動で子どもを性被害から守ってきた唯一の県である。 これからも条例なしに県民運動で子どもを守っていくことがいいという意見と、ネットに起因する性被害が増えていく中で、条例を整備して子どもを守っていくべきという意見があり、議論した結果、条例もつくって県民運動もやっていくという結論になった。条例をつくった上で、県民運動も充実していくべき。
F	<ul style="list-style-type: none"> この取組みは子どもの性被害をゼロにするための取組みだと思う。そうであれば学校現場で性教育の充実を図ることは重要。保護者に対する性に関する学習も必要。 子どもの性被害をゼロにするためには、他県と同じように条例を定めて子ども達を守っていくことが大事。条例を定めることによって県民運動がだめになっていくとは考えにくい。 性被害が急増していることを県民につきつけるべき。 この条例で子どもの性被害をゼロにできるかということを考えて、この条例の内容で充分かどうかを検討してほしい。
G	<ul style="list-style-type: none"> 90年代に性教育に関して事件等があったことにより、子どもの性教育が充分にされなくなったことがあり、現在、20歳代の若者に性感染症等の感染が懸念されるところになっている。 性被害や性感染症が恐ろしいということについて若者への啓発も必要。 長野県に条例がないのはおかしいし、罰は罰としてやっていくべきで、冤罪については個別のケース毎に片付けていくべき問題。
H	<ul style="list-style-type: none"> 条例がないために、長野県の子どもの性被害が多くなっているのではないかと思う。条例を定めた上で、県民運動を充実していくべき。 被害者の目線に立ってというところが不足していると思うので、実際の現状を知った上で、1日も早く条例を定めて性被害をなくすことを目指すべき。 やった行為に対してきちんと認識させが必要であり、子どもを罰則の適用対象外とすべきではない。
I	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所は18歳未満を支援対象としていることから、高校生でも18歳になったら性被害でも支援対象とならずに困ってしまったケースがあり、学校として苦労したことがある。 条例を定めるのであれば、被害者に対して既存の行政の枠を越えた相談体制をつくってほしい。
J	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに性行為を見せる、教えるといったことについて、座長整理案では県警の17事例にも他県の検挙事例もないとされているが、民生委員をしている私のところにも夏休みに中学生から親や祖父母の性交を見てしまったといった相談があった。 条例の検討にあたっては、ネットは子どもにとっていいところもあるが、悪いところもあるので、そういったところは考えてほしい。

K	<ul style="list-style-type: none">・性欲とは本能であり、大切にすべきこと。成長過程で性の営みということを学ぶということが大事。・条例に罰則規定があることにより、性被害者から被害状況等を聞き取っていくことが必要となるが、福祉的な立場で聞くのではなく、根掘り・葉掘り内容を聞くことによって被害者が一層つらい気持ちになってしまうことが懸念される。
L	<ul style="list-style-type: none">・青少年保護育成条例の制定を西沢知事の頃から求めてきた。今回、知事が性被害に特化したものであるとはいえ、一步踏み出したことはありがたい。・補導員協議会をはじめとする6団体で条例制定の要望書を出しているが、是非条例を制定してほしい。
B	<ul style="list-style-type: none">・相談体制をつくることは大切だと思っている。県は相談窓口をいくつか持っているが、性に関する相談はどの程度あるのか。また、相談対応する方はどんな資格を持っている方なのか教えてほしい。

知事と若者（10代～30代）との意見交換の主な発言（H27.12.9）

若者参加者 14名（発言者 8名）、傍聴者約 20名

発言者	発言要旨
A	<ul style="list-style-type: none"> ・マスメディアの発信した情報に間違いがあり、学校での情報リテラシー教育の強化をしてほしい。 ・条例なしでやろうとしても共感はするが、対処はできない。子どもを性被害から守ることだけに焦点を当てることはいい。自己肯定感の低さ、不安定さで望まない恋愛（妊娠？）ある。大人になってから啓発しても心に響かない。学校教育の中で、自己肯定感を高める教育を望む。 ・自分はネット被害を受け、情報の削除を業者に要請したが何十万もかかると言われた。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・現代は、ネット社会になり情報発信ができる環境である。あいさつ運動はいい取組だが、若者は県のホームページは全然見ない。SNSを活用すべき。 ・県民運動が大切と感じたが、ふわっとした印象。性被害は現実味があるので、学校で性被害者、加害者の話を聴けたらよい。
C	ネットに対し悪いイメージはない。必要な情報がある。知事は性に関する情報はどこから得たのか。
D	13年前にリターンした。IT社会は人間関係が希薄、コミュニケーション不足。条例はリスクも負う。条例を制定していないから県民運動を高めるいい機会。条例はあやふやな感じがし、冤罪にもつながる。
E	他県の条例にない予防、被害者支援があるのはすばらしい。法的規制も大事だが、被害者に寄り添い、被害を受けた後のケア、相談体制を整備することは重要。過去に性被害を受けた方から、30年間も誰にも言えず辛かったと話を聴いた。
F	教員志望だが、性教育で性行為、わいせつ行為などに触れることは難しい。真摯な恋愛とは何か語ろうとしても主観が入る。
G	長野市保健所のピアカウンセリングに参加している。高校生カップルのデートDVの事例では、被害を受けている人が被害と思っていない。加害者側も悪意があって始まるのではなく、被害者が子どもである場合の対応は難しい。学校からの性教育の依頼は年齢が近いので受け入れやすいが、学校からは詳しい言葉は使わないでと依頼があったことも。
H	自分が被害者になったら言えない。被害の実態を教えてもらえたる性被害に対する距離感が縮まったのではないか。

知事と若者(10代～30代)との意見交換の主な発言(H28.1.11)

若者参加者 26名、ファシリテーター5名、傍聴者約 20名

本意見交換は、ファシリテーターを含めた6～7名が5グループに分かれて意見交換を行い、各グループの代表者が、出された意見を発表した。

○ 下記3点を課題に討論した結果について

- ・性のとらえ方
- ・取り巻く環境が大人と子どもとこんなに違う、異性に求めるものが変わって来ている事実
- ・セミヌード等の画像をネットにアップし炎上した事例から、どんな問題があるか、何が原因か

グループ	発言要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルの生活が充実していないため、承認欲求が生まれる。 ・ネット社会がどんどん進化していくが、危険性をきちんと教えてくれる場所がない。 ・大人も子どもも善悪のボーダーラインが分からない。教育する場所を作ることが必要。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSなしでは友達、親、大人とのコミュニケーションができなくなってきた。子どもから謝るのも、母親から謝るのもSNS。 ・両親以外の答えを持った大人に優しくして欲しいが、大人は子どもが性の対象になり得るが、子どもはあり得ないと思い相談している。大人と子供で感覚が違う。 ・コミュニケーションに問題があり、相談できる場所ができることが性被害を無くしていく第一歩。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・憧れのモデルをまねする気持ちは分かるが、ネットに掲載することはおかしい。 ・周りの大人が適切に考え方をさせて、考えてもらい意見を出し合い議論すれば分かってもらえる。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・20代ですらミックスチャンネルを知らない。女子高校生からすれば日常的なことが大人は知らない。刻一刻と変っている。 ・今の若者には承認欲求があり、結局SNSの中のバーチャル的なもので寂しさを満たしている。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・興味があるものがあるとSNSだけに走ることはない。そういう環境づくりも必要。 ・実際に相談したい人は、親は身近すぎて言えない。学校の先生、親しい人、距離感がある程度ある大人である。身近な人は自分のことがばれてしまうため、話しやすいのは一回り、二回り上の人。 ・子どもの定義は何なのか。

○どのような教育をどのような場所で誰にしてほしいか。

グループ	発言要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・私たち自身も性教育をきちんと受けてこなかった。性教育にもっと力を入れるべき。

2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生だけではなく、実際に子どもの現状や事例を知っているメディアに携わっている方に教育に加わってほしい。 ・若い人は、電話や対面しての相談はしにくいことがあるので、若い人がなじみのあるSNSを活用するのがよいのではないか。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・全員を対象にする性教育だけでなく、性に関する個人的な悩みを相談できるといい。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育は恥ずかしいものとして捉えず、専門家などを招いて学校で行うのがいいと思う。

○どのような場所でどのような大人が相談相手になるべきか。

グループ	発言要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・相談する窓口や相談体制を整備すべき。先生とか身近な年齢の近い人に相談相手になってもらうのがいいと思う。 ・皆が性について知ってほしい。リスクがわかるように学校でやるべき。 ・大人は大人らしくしていればいいと思う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・親ではなく、他の大人に相談しにくいことを相談して、自分を認めてもらい優しい言葉をかけてもらうことで解決することもある。相談相手は専門家だけでなく、身分のしっかりした一般の大人がボランティアで対応し、専門機関等につないでいってもらえるといい。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・相談場所は相談や気になったときにネット上でアクセスできるサイトがあるといい。 ・学校や家でも先生や親から能動的に相談にのってもらえるといい。 ・相談相手は先生や親などのほか、信頼できる大人。男性も被害に遭うものもあるので、男性の被害対策を考えていってほしい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みがあってもこちらからは行きにくいので、学校の中で相談ができたり、専門家や大学生等に来てもらって相談できる機会をつくってもらえるといい。相談相手として親は関係が近すぎる。学校の中にも相談室があったが、相談室にどんな人がいて、どんなふうに話を聞いてくれるのかといった実態がよくわからなかつたので、顔のわかる相手に相談できたらいいと思う。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的なカウンセラーは逆に相談しにくい。子どもの現状をよくわかっている大人を増やしていくべき。

○処罰規定を設けることについて。

グループ	発言要旨
2	<ul style="list-style-type: none"> ・条例では大人の責任を果たしてもらうために罰則は必要。 ・友人がそういう被害に遭った時、罰則が無いというのは許せない。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが守られることになるので条例があれば安心であり、条例は必要。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・条例ができれば性被害がなくなるというわけではないので、大人と子どもの意識の底上げが大切。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・処罰よりも教育の充実を図っていくべき。

知事と保護者（小学生～大学生）との意見交換の主な発言（H27.11.19）

保護者 12 名

発言者	発言要旨
A	条例は犯罪の抑止になる。インターネットを介して犯罪に巻き込まれる事例多いが、インターネット規制はしないのか。
B	性被害予防が重要。性に関する知識について保護者も勉強すべき。
C	予防に力を入れてほしい。自己肯定感を高めるよう「あなたは大切な存在」というメッセージを出していきたい。インターネットについては当初はいるフィルタリングを設定するが、その後子どもの要望で外すことが多い。インターネットは進化しているので有害情報の排除を規制項目に入れてほしい。被害者支援についても充実を望む。駆け込み寺的な場所があればよい。
D	心理カウンセラーとして性被害の相談を受ける。大人としてどんな行為によって、どういう問題が起きていることを子どもに話すことができる家庭や環境づくりが大事。性被害を泣き寝入りしなくてもいいように支援者としてどう対応できるか。保護者向けの研修もきまった人しか出てこない。インターネットのゲームでは、簡単に出あって結婚して妊娠するというものが回っている。こうした現状を知ることも必要。
E	インターネット、SNSが発達し、性被害が増加。条例がないのは長野県のみであり、抑止のため制定に賛成。予防、被害者支援、県民運動など長野県らしさを盛り込んでほしい。この条例の問題は今回の初めて聴き、自分の意識も低かった。地域社会の中でも意識を高め、気運を醸成する必要がある。
F	性被害は、家庭に問題があり、保護者や地域が子どもに关心を持たないといけない。長野市篠ノ井地区では「あいさつ運動」を続け、地域住民が子どもの顔を覚えている。犯罪がない社会を目指し、皆が关心を持つことが必要。
G	育成会活動の剣道を通じて青少年健全育成に関わっている。加害者に子どもがいる場合の、その子どもへの支援はどのようにしているのか。加害者にならないよう保護者、大人がもっとしっかり教育していくべき。条例は早急に作ってほしい。
H	条例モデルは、被害者目線で検討してもらい感謝。悪意を持った大人がおり、悪いことをする人が悪い。地域でも子どもの自己肯定感が高まるような取組が必要。
I	条例はありがたい。県民全体が条例ができたと判るような広報を望む。子どもは「自分は大丈夫」と考えており、危険性に認識が甘い。保護者ができないところを地域が見守り教えてほしい。
J	子どもがどれだけ、どんな情報を持っているかわからない。保護者が責任を持って伝えるべきだが難しい。条例制定し、被害が少なくなるのであればありがたい。
K	保護者として、大人として子どもの性被害を考えてみたい。性犯罪はのぞきからスタートし、だんだんとエスカレートすると聞く。加害がエスカレートしないよう規制は厳しくすべき。
L	性のことを自分も親から聞いたことはない。子どもは無防備。条例は早急に制定してほしい。子どもは未成熟であり、多感で、性被害の影響は一時だけでは済まない。助ける手段あるのにそれをしないことはいけない。手段を講じ、打つ手は打ってほしい。